

令和元年(ワ)第172号、同2年(ワ)第216号、同3年(ワ)第181号、同5年(ワ)第290号 違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外

被告 金 井 豊 外

※被告側閲覧制限申立ての

ため、16～20 ページに

マスキング実施。(和田)

5

最終準備書面

2025年9月24日

富山地方裁判所民事合議C係 御中

10

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明

外

目次

15	第1 「回復することができない損害」の意義について	3
	1 はじめに	3
	2 「回復することができない損害」の解釈について	3
	3 差止請求権の沿革、制度趣旨に照らした解釈	4
	4 下級審裁判例における解釈について	5
20	5 「会社の全資産をもってしても賠償しきれないような損害」（「会社を破綻させる程度の損害」）と解する見解の問題点	6
	6 通説的見解に対する批判に理由がないこと	6
	7 結論	7

	第 2	善管注意義務の内容について(総論).....	7
	1	回復することができない損害は重大事故発生の場合に限らないこと	7
	2	避難可能性・事業の経済性に対する調査・検討が善管注意義務の内容となること .	8
	第 3	被告らの善管注意義務違反	9
5	1	善管注意義務の内容	9
	2	求釈明に対する被告らの回答に現れた注意義務違反	10
	3	取締役会議事録の内容から見える再稼働ありきの姿勢と注意義務違反	15
	4	能登半島地震を経験した被告らの注意義務違反	21
	5	被告らの反論が成り立たないこと	22
10	第 4	善管注意義務違反による回復することができない損害のおそれ・その 1	
		～重大事故発生時の損害	26
	1	はじめに.....	26
	2	令和 6 年能登半島地震によって明らかになった耐震安全性上の問題（今後の地震 による重大事故発生の危険性）	27
15	(1)	令和 6 年能登半島地震の発生（原告第 3 5 準備書面、同第 3 8 準備書面）	27
	(2)	地震学の限界と断層認定の過誤の歴史（原告第 3 8 準備書面）	28
	(3)	原発に求められる耐震水準、意思決定・判断の在り方（原告第 3 8 準備書面）	30
	(4)	令和 6 年能登半島地震から明らかになった志賀原発の問題点（原告第 3 8 準備書 面）	31
20	(5)	まとめ・令和 6 年能登半島地震によって明らかになった耐震安全性上の問題（今 後の地震による重大事故発生の危険性）	43

3	本件原発の新規制基準の適合性等が確認されたとしてもなお重大事故が発生し得る具体的危険性があること	44
4	周辺住民の避難不可能による回復できない損害の発生	51
5	本件原発が再稼働し、重大事故が発生した場合、「回復することができない損害」が生ずることが明らかであること	61
第5	善管注意義務違反による回復することができない損害のおそれ・その2 ～再稼働準備行為及び再稼働による損害	66
	1 再稼働の準備行為による損害	66
	2 再稼働した場合の損害の増大	68
10	3 善管注意義務違反により回復することができない損害発生のおそれが生じること	69
第6	結語	70

第1 「回復することができない損害」の意義

1 はじめに

15 本件訴訟で原告らが主張する「株主による取締役の行為の差止請求権」（会社法360条1項、3項）の行使においては、当該取締役の行為によって当該株式会社に対し「回復することができない損害」が生ずるおそれのあることが要件とされている。

20 この「回復することができない損害」の意義については、原告ら第23、第26、第32、第34準備書面において論じているところであるが、以下にあらためて原告らの主張を述べる。

2 「回復することができない損害」の解釈について

この点、会社法360条3項「回復することができない損害が生ずるおそれ」

の意義については、「会社が全資産をもってしても賠償しきれないような損害を負うような状態」（換言すれば「会社を破綻せしめるような損害を生ずるおそれ」）がそれに当ると解する見解がある。そして、第10回口頭弁論調書別紙3に記載された裁判所の見解は、かかる解釈に基づき、本件で「回復することができない損害が生ずるおそれ」とは、「広範囲に放射性物質を飛散させる事故（すなわち重大事故）発生のおそれをいう」と解しているものと考えられる。

しかし、会社法360条3項の「回復することができない損害」の意義については、従来の会社法学説においては「取締役によって処分された財産を取り戻すことができず、その取締役の賠償責任によってその損害が償われないような場合等であり、費用・手数等から考えて回復が相当困難な場合も含む」と解されてきたものであり（例えば、落合誠一「会社法コンメンタール8-機関(2)」（商事法務）136頁以下、甲111）、このように「取締役に対する損害賠償責任の追及によっては回復し得ない損害」と解する見解が現在の通説であり、上記のような「会社を破綻せしめるような損害」などと解する見解は少数説にとどまるものとされている（甲149）。

3 差止請求権の沿革、制度趣旨に照らした解釈

原告らの主張は、上記通説的な見解に基づいたものであるが、「回復することができない損害」の意義についてかかる通説的な見解が相当であることは、以下のような差止請求権の沿革、制度趣旨等に照らしても明らかである。

(1) すなわち、原告ら第32準備書面でも述べたとおり、取締役に対する差止請求権は、アメリカ法上の差止命令を参考として導入された制度であるところ、アメリカにおける差止命令の要件である「回復不能な損害」については、上記日本における通説と同様に理解されている（甲149）。

(2) また、取締役の行為により株式会社に生じる損害を「防止し」又は損害を「回復する」ための手段として、事前の損害防止手段である差止請求権と、事

5 後的救済手段である株主代表訴訟による取締役に対する損害賠償請求権は、その趣旨を同じくするものといえる。そして、昭和25年商法改正では、上記差止請求権とともに株主代表訴訟も導入されているところ、差止請求権は、かかる株主代表訴訟と表裏一体の事前の損害防止措置と理解されているため、取締役に対する損害賠償によって回復可能な程度の損害である場合には事後の株主代表訴訟により、回復不可能な損害が生じるおそれがある場合には事前の差止請求によるべきと解するのが旧商法・会社法の構造となっている。そのため、
「回復することができない損害」を「取締役の賠償責任によってその損害が償われ
10 われないような場合」と解することは、差止請求権の趣旨に鑑みても合理的かつ自然な解釈であるといえる（甲149）。

(3) なお、監査役設置会社（本件補助参加人(以下「北陸電力」という。)もこれに該当する)においては、差止請求権行使の要件として「著しい損害」ではなく「回復することができない損害」が生ずるおそれが要件とされており、監査役設置会社ではない株式会社等に比して要件が加重されている。その趣旨は、
15 株主の役割を監査役等に劣後させ、差止による会社の損害回避の利益と取締役の円滑な業務執行権の行使（株主による濫用の抑止）とのバランスを図ったものと解されており、あくまでも株主による濫用を抑止するという観点から損害の要件が加重されているに過ぎない。かかる「株主による濫用の抑止」という法の趣旨に照らした場合、「回復することができない損害」の意義を「会社を破綻させる程度の損害」とまで厳しく解釈する必要性はないのであり、必要以上
20 以上に厳しく解することは、株主による差止請求権行使を困難とし、事前の損害阻止という同請求権の趣旨に反するものである。

4 下級審裁判例における解釈について

25 株主による差止請求権が問題となった事例の下級審裁判例においても、「回復することができない損害」の意義を「取締役に対する事後的な損害賠償請求によっては回復することができない損害」と解するなど、通説と同じ立場で検

討する傾向が認められる。他方で、上記のような「会社を破綻せしめるような損害」とする見解と同じ解釈をとる下級審裁判例は見当たらない（甲 1 4 9）。

5 「会社の全資産をもってしても賠償しきれないような損害」（「会社を破綻させる程度の損害」）と解する見解の問題点

5 また、原告ら第 3 2 準備書面でも述べたとおり、上記のように「回復することができない損害」の意義を「会社を破綻せしめるような損害」と解する見解には、以下のような問題点がある。

すなわち、同見解によると、①会社に大規模な損害を与えるおそれがある場合でも会社を破綻させる程度の損害でない限り株主による差止請求を認められないこととなり、取締役の法令等違反行為を防止し、ひいては当該行為による
10 会社の損害発生を防止することにより会社・株主を保護しようとした会社法 3 6 0 条の趣旨が没却されてしまうおそれがある。

さらに、同見解は、取締役の支払能力ではなく会社の規模・資力等を基準として判断することになり、大規模な会社ほど違法な行為を事前に差し止めることができないことになりかねず、特に取締役に損害を回復できる程度の資力が
15 存在しない場合に、取締役に對する事後的な損害賠償では損害を回復できないこととなるリスクを、会社ひいては株主に負わせることになる。

このような点に鑑みても、「会社を破綻せしめるような損害」と解する見解を取ることは相当ではないというべきである。

20 6 通説的見解に対する批判に理由がないこと

なお、上記通説見解に対しては、個々の取締役の支払能力によって「回復することができない損害」に当たるか否かが左右されることとなり、また取締役の意思決定のほとんどが損害要件を満たし、取締役の円滑な業務執行権を確保する観点から設けられた損害要件の機能が果たされなくなるなどの問題点を指摘する見解もある。
25

しかし、実際の下級審裁判例では個々の取締役の支払能力のみで損害要件

の該当性を判断しているわけではなく、実質的な損害回復可能性を総合的に考慮した判断がなされており（甲 1 4 9）、通説的見解を前提としても「回復することができない損害」が個々の取締役の資力のみで形式的に判断されることにはならないといえること、株主による差止請求権は、取締役の行為が法令・定款違反行為等に該当するとの要件を充たさなければ認められないため、損害要件に関する通説的見解が直ちに取締役の円滑な業務執行権を阻害することにはならないことから、上記批判には理由がない。

7 結論

以上に述べた理由に照らせば、会社法 3 6 0 条 3 項にいう「回復することができない損害」の意義については、「取締役に対する損害賠償責任の追及によっては回復できない損害」がこれにあたると解釈すべきことは明らかである。

第 2 善管注意義務の内容（総論）

1 回復することができない損害は重大事故発生の場合に限らないこと

このように「回復することができない損害」の意義を「取締役に対する損害賠償責任の追及によっては回復できない損害」がこれにあたるものと解した場合、「回復することができない損害が生ずるおそれ」とは、「会社を破綻させる程度の損害が生ずるおそれのある場合」、すなわち、いわゆる「重大事故」が発生するおそれがある場合に限定される理由はないこととなる。

例えば、全く経済性のない事業に、十分な調査、検討もなく多額の資金を投入することで会社の経済的基盤を著しく棄損するような場合などにも「取締役に対する損害賠償責任の追及によっては回復できない損害」が生ずるおそれが認められる場合には、「回復することができない損害」に当たるものというべきである。

2 避難可能性・事業の経済性に対する調査・検討が善管注意義務の内容となること

(1) そして、「回復することができない損害」の意義をこのように解する場合、
被告らが負うべき善管注意義務の内容を検討するにあたっては、「重大事故発
5 生の具体的可能性についての必要な調査、分析を行ったか」ととどまらず、
「事故が発生した場合に『回復することができない損害』の発生に至るような
損害の拡大を防止するための方策（避難可能性等）について必要な調査・分析
を行ったか」、「事業の経済性の観点から『回復することができない損害』が
生ずるおそれがないかについて必要な調査・分析を行ったか」といった事情等
10 も考慮されるべきことになる。

(2) なぜなら、事故が発生した場合、これにより生じる損害の程度は、周辺住民
の避難可能性の有無、程度等により大きく拡大する可能性が認められるからで
ある。

(3) また、例えば、本件原発の再稼働を前提とする場合、被告も答弁書において
15 「平成29年度の営業費用において原子力発電費として約458億円を計上」
（答弁書31頁）と認めているように、北陸電力には毎年約450億円の維持
費がかかっているが、2024年1月1日に発生した能登半島地震（以下「令
和6年能登半島地震」という。）の影響により、原子力規制委員会による2号
機の新規制基準適合性審査はさらに長期化することが考えられ、今後も長期に
20 わたり多額の維持費が支出されることが見込まれる。さらに、再稼働を前提と
した場合、2号機の安全対策費用として1000億円台後半の費用が見込まれ
ている（甲21。ちなみに、この費用には特定重大事故等対処施設工事費用は
含まれていない。）。加えて、将来的な使用済核燃料の処分方法等は具体的に
定まってもおらず、今後、放射性廃棄物の保管・処理等のため長期間にわたり
25 莫大な費用が発生することも見込まれる。

この点、本件原発による発電には多額のコストを要すると考えられることか

らすれば（原告ら第25準備書面）、将来的に北陸電力が発電事業によりこれらの費用を回収することができなくなるおそれも十分にあり、その場合、北陸電力が将来にわたり数千億円以上の多額の費用（損害）を負担することが想定される。そして、北陸電力に、前述した多額の費用（損害）が生じた場合、
5 個々の取締役に対する賠償請求によってはその回復は見込めない可能性が高い。

したがって、上記のような多額の安全対策費用や維持費、放射性廃棄物の保管・処理費、発電コスト等に関して十分な調査、検討を行うことなく、本件原発の再稼働を前提とした行為を行うことは、「取締役に対する損害賠償責任の追及によっては回復できない損害」すなわち「回復することができない損害」
10 を生じさせるおそれがあると認められることは明らかである。

(4) よって、被告らの善管注意義務の内容としては、「重大事故発生 of 具体的可能性についての必要な調査、分析を行ったか」だけでなく、「事故が発生した場合に『回復することができない損害』の発生に至るような損害の拡大を防止するための方策（避難可能性等）について必要な調査・分析を行ったか」、
15 「事業の経済性の観点から『回復することができない損害』が生ずるおそれがないかについて必要な調査・分析を行ったか」という点も含まれることになる。

以下では、善管注意義務の内容をこのように解することを前提として、被告らの善管注意義務違反について述べることにする。

20 第3 被告らの善管注意義務違反

1 善管注意義務の内容

(1) 前記第1及び第2のとおり、回復することができない損害は、会社の全資産を基準として回復することができるかどうかを判断するのではなく、取締役の資産を基準として回復することができるかどうかを判断する。

したがって本件の場合、まず、①本件原発で重大事故が発生しないかどうか
25 を調査分析することが被告らの善管注意義務の内容となるが、それに限定され

ない。

- (2) 上記①のほか、被告らは事故が発生した場合に生じる北陸電力の損害をできるだけ抑制しなければならないところ、事故発生時に周辺住民が避難できるかどうか、北陸電力に生じる損害が大幅に拡大してしまうかどうかを左右する重要な問題となる。

そこで被告らには、②事故が発生した場合に周辺住民が迅速に避難することができるかどうかを調査分析すべき注意義務がある。

- (3) さらに、③本件原発を稼働するにあたり、適合性審査に合格する目処や合格までの期間、合格に要する安全対策費の額、稼働した後に要する使用済核燃料処分の目処等を踏まえ、稼働の費用が回復することができない損害とならないかどうかを調査分析することも、被告らの善管注意義務の内容となる。

2 求釈明に対する被告らの回答に現れた善管注意義務違反

- (1) 原告らの行った複数回の求釈明

原告らはこれまでに、被告ら取締役が前記の善管注意義務を履行しているか判断するために必要であるとして、以下の準備書面で、複数回にわたり、被告らに対して釈明を求めてきた。

- ・原告ら第1準備書面—第1（2頁）
- ・同第4準備書面—第1～第6（1頁～5頁）
- ・同第5準備書面（第1準備書面の補充）
- ・同第7準備書面—第2（2頁～3頁）
- ・同第9準備書面—第2（3頁～15頁）、第3（15頁～23頁）、第4（23頁～27頁）、第5（28頁～29頁）
- ・同第10準備書面—第2（4頁）
- ・同第12準備書面—第2（4頁～7頁）、第3（7頁～13頁）、第5（14頁～19頁）
- ・同第13準備書面—5（6頁～7頁）

- ・同第20準備書面―第3（3頁～4頁）、別紙
- ・同第31準備書面―第1（1頁～2頁）
- ・同第38準備書面―第4（49頁～50頁）

5 被告らは、多くの求釈明事項に対して、必要がない等と述べてその回答を回避してきた。そのような対応の中で見えてきた、被告らの本件原発再稼働に向けた調査及び分析、検討状況は、全く不十分であり、善管注意義務を尽くしているとは到底認められるものではなかった。

とくに重要な点と考えられる、原発の事故リスクないし安全性（下記(2)）、令和6年能登半島地震を経たうえでの避難可能性（下記(3)）、経済性（下記10 (4)）についての回答状況について、以下論じる。

(2) 本件原発における事故リスクや安全性についての検討状況

ア 本件原発を再稼働した場合の事故リスクや安全性に関する事項として、取締役が考慮すべき要素は多数あると思料されるところ、原告は以下のような点を例示として挙げた（2024年10月25日付文書提出命令申立てに関する第1意見書参照）。15

- ①福島第一原発事故の原因についての究明及び総括
- ②敷地内断層
- ③重大事故発生リスク
- ④格納容器破損リスク
- 20 ⑤自然災害リスク
- ⑥航空機衝突リスク
- ⑦テロリズムその他の実力部隊による攻撃リスク
- ⑧放射性物質が敷地外に放出した場合の飛散範囲とその線量予測
- ⑨新規制基準（内容の合理性や本件原発の適合見込み）
- 25 ⑩新規制基準では審査の対象とならないリスクの有無・内容等

イ 前記アの①～⑩のうち、たとえば、①について原告らが釈明を求めたところ

ろ（原告第9準備書面第2）、被告らは、北陸電力や被告らには福島第一原発事故の原因究明の義務がないとしか回答しなかった（被告準備書面（5）第2の1）。原告らが再度釈明を求めても、必要性がないとしてやはり回答に応じなかった（被告準備書面（6）第1）。

5 原告らは、被告らに、原因究明の義務があるか否かについて一切尋ねていない。原告らが尋ねているのは、被告らにおいて東京電力や原子力規制委員会によるなされた福島第一原発事故の原因究明の結果、本件原発で同様の事故が万が一にも起こらないか等の検証をしたのか、検証のうえ対策を行ったのか、といったことである。このような論点をずらす被告らの対応からして、被告らは、福島第一原発事故の原因から得られた知見や情報から、本件
10 原発での事故リスクや安全性について自ら分析や検討をすることをせずに、再稼働を決定していることがうかがえる。

ウ また、原告らは、本件原発にて、③重大事故に至るおそれがある事故の発生リスク、④格納容器の破損、⑤大規模な自然災害、⑥航空機衝突リスク、
15 ⑦テロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊の発生の可能性について尋ねたが（原告第12準備書面第3）、被告らは、単に原子炉規制法等に基づく重大事故等の想定や対策を講じ、新規制基準適合性審査に的確に対応するとのみ述べ（被告準備書面（5）第2の3）、それ以外の原告らの求釈明に対しては回答の必要性なしと述べた（被告準備書面（6）第1）。

20 この被告らの回答は、新規制基準に適合したうえで再稼働をすればそれで足り、善管注意義務違反となることはないという被告らの態度を表している。しかし、新規制基準に適合したとしても、原発事故が発生するおそれは否定できず、その場合に、取締役による原発再稼働の意思決定の違法性が問題になるはずである。被告らの本件訴訟での回答は、被告らが、本件原発が
25 新規制基準に適合するか否かしか検討していないことの証左であるといえる。

(3) 令和6年能登半島地震を経たうえでの避難可能性についての検討状況

原告らは、令和6年能登半島地震発生の前から、事故が発生した際の放射性物質の飛散状況や住民の避難予測（避難時間、避難ルート、避難の遅れ等）の検討状況について釈明を求めていた（原告第9準備書面第2の2(2)、第12準備書面第3の2(4)）。

5

それに対し被告らは、原子力災害対策指針の内容を引用し、各事態を想定して防災対策を講じているという抽象的な回答しかしなかった（被告準備書面（5）第2の2(2)イ）。

10

そして、2024年1月1日、令和6年能登半島地震が発生した。道路の損壊・寸断、孤立集落が多数発生したほか、大津波警報により主要道路さえも通行できない状況が発生し、避難できない住民らが大勢発生することを目の当たりにした。これらについて、原告らは、第36準備書面にて詳細に論じ、令和6年能登半島地震を経ても本件原発の再稼働にを固執する被告らに善管注意義務があることを指摘した。

15

これらに対し、被告らは、令和6年能登半島地震の際、本件原発では避難を必要とするような事態は発生しなかったという結果論を述べる反論しか行わなかった（被告準備書面（13）第5）。

被告らは、令和6年能登半島地震を経てもなお、住民の避難予測や避難に関する検討状況について示さず、それらについて調査及び分析、検討しているとは到底うかがえない。

20

(4) 本件原発再稼働による経済性についての検討状況

ア 原発再稼働のために必要なコストについての検討状況

被告らは、北陸電力の経営を担う役割を有しているため、原発再稼働に伴うコストについても当然検討する責務がある。

25

そこで、原告らは、再稼働に伴うコストとして、使用済み核燃料保管に必要な費用、使用済み核燃料の対処方法等について釈明を求めたが（原告第9

準備書面第3)、被告らは、探索的な求釈明であり回答の必要性なしとした(被告準備書面(5))。

このような回答を踏まえると、被告らは、原発再稼働に伴うコストについて調査や分析、検討をしている様子は一切うかがえない。被告らは、まさに
5 原発ありきの姿勢であり、経済性について検討するという考え自体ないよう
にすらうかがわれる。

イ 再生可能エネルギーと比較した場合の発電コストについての検討状況

CO₂排出量削減のため、北陸電力でも再生可能エネルギー導入拡大を会社の活動方針として掲げ、ホームページやCSRレポートでも明記している
10 (たとえば、乙212の106頁)。また、再生可能エネルギーのコストは
近年大幅に下がっており、原発と比べてもコスト競争力のある電源となっている。

そこで、原告らより、本件原発における原発の発電コストが何円/kWhであるか、太陽光発電等再生可能エネルギーの発電コスト、それらの試算方法と合わせて回答することを求めた(以上、原告第4準備書面の第3及び第
15 4、第9準備書面の第4)。

これに対する被告らの回答は、2015年5月の「長期エネルギー需給見
通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告」において、201
4年モデルプラントにおける電源別の発電コストが示されているとの回答の
みであった(被告準備書面(2)第3の4)。
20

すなわち、被告らは政府の提供する一般的なデータしか情報収集していないことが分かる。北陸電力及び本件原発固有のデータを収集しておらず、調査、分析すら行っていない。しかも、被告らは、原告らの求釈明に対し、2
020年に回答しているにもかかわらず、被告の指摘した資料は2015年
25 のデータを基にしており、判断の前提となっている情報も古い。

このような被告らの回答を見ると、被告らは、各電源の発電コストの比較

について、調査すらしておらず、当然分析や検討も行っていないことが明らかである。

(5) 小括

5 以上の通り、本件訴訟における被告らの回答の内容や開示された資料からすると、被告らは原発の事故リスクや安全性や避難可能性、経済性に限ってみても、取締役として行うべき調査を行っておらず、分析や検討も行っていないことが明白となった。

3 取締役会議事録の内容から見える再稼働ありきの姿勢と善管注意義務違反

10 原発の事故リスクや安全性、避難可能性、経済性について、取締役として行うべき調査・分析・検討を被告らが行っていないことは、実際取締役会議事録の内容からも明らかとなっている。

以下では、原告第41準備書面で述べた2011年の取締役会における被告らの善管注意義務違反を振り返った上で（後記(1)）、2014年の取締役会の
15 内容を述べ、同年にもやはり善管注意義務違反があったことを明らかにする（後記(2)以下）。

(1) 2011年の取締役会での再稼働ありきの議論

第918回（2011年3月30日開催）取締役会議事録（乙203の1）および配布資料（乙203の2）、並びに、第919回（同年4月8日開催）
20 取締役会議事録（乙204の1）および配布資料（乙204の2）の内容、原発再稼働に関し検討された事項、そして被告らに善管注意義務・忠実義務違反があることについては、既に第41準備書面の第3項ないし第5項に記載したとおりである。

すなわち、2011年3～4月当時の取締役会議事録と同会議資料には、
25 ・福島原発事故等の原因の究明及び総括がなされた形跡（上記1(2)ア①）も、

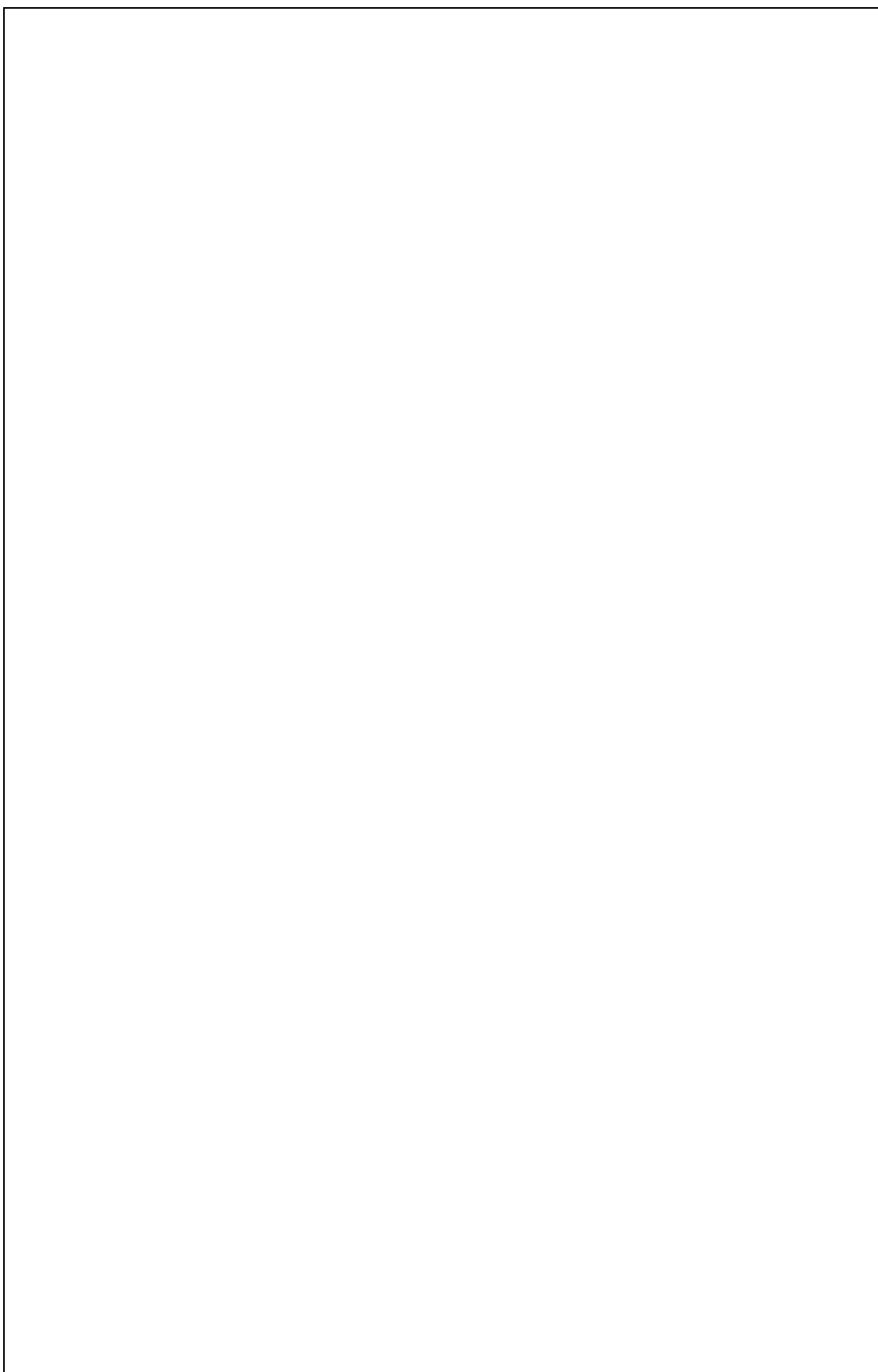
- 5
- ・同事故を踏まえて本件原発の事故リスクを検討した形跡（上記1(2)ア②～⑧）も、
 - ・稼働までに要する総コストを検討した形跡も、
 - ・コストと収益の比較検討（費用対効果）を検討した形跡も、
 - ・本件原発における事故発生時に想定される被害や北陸電力に発生する損害を検討した形跡も、
 - ・事故リスクや再稼働に要するコスト等を踏まえた他の発電方法との比較検討がなされた形跡も、
 - ・福島原発事故による被害・損害の大きさを踏まえた上で、本件原発を再稼働しないという選択肢の検討がなされた形跡も、
 - ・再稼働に消極方向の情報や、社外の専門家、公的機関等の意見などを踏まえた各種の検討がなされた形跡も、
- 10
- いずれも皆無である。にもかかわらず被告らは、本件原発を再稼働することを決定している。被告らは、再稼働の結論ありきの報告及び協議を行っていたのである。
- 15

(2) 2014年の取締役会議事録等の内容

《注：被告側の閲覧制限申立について》

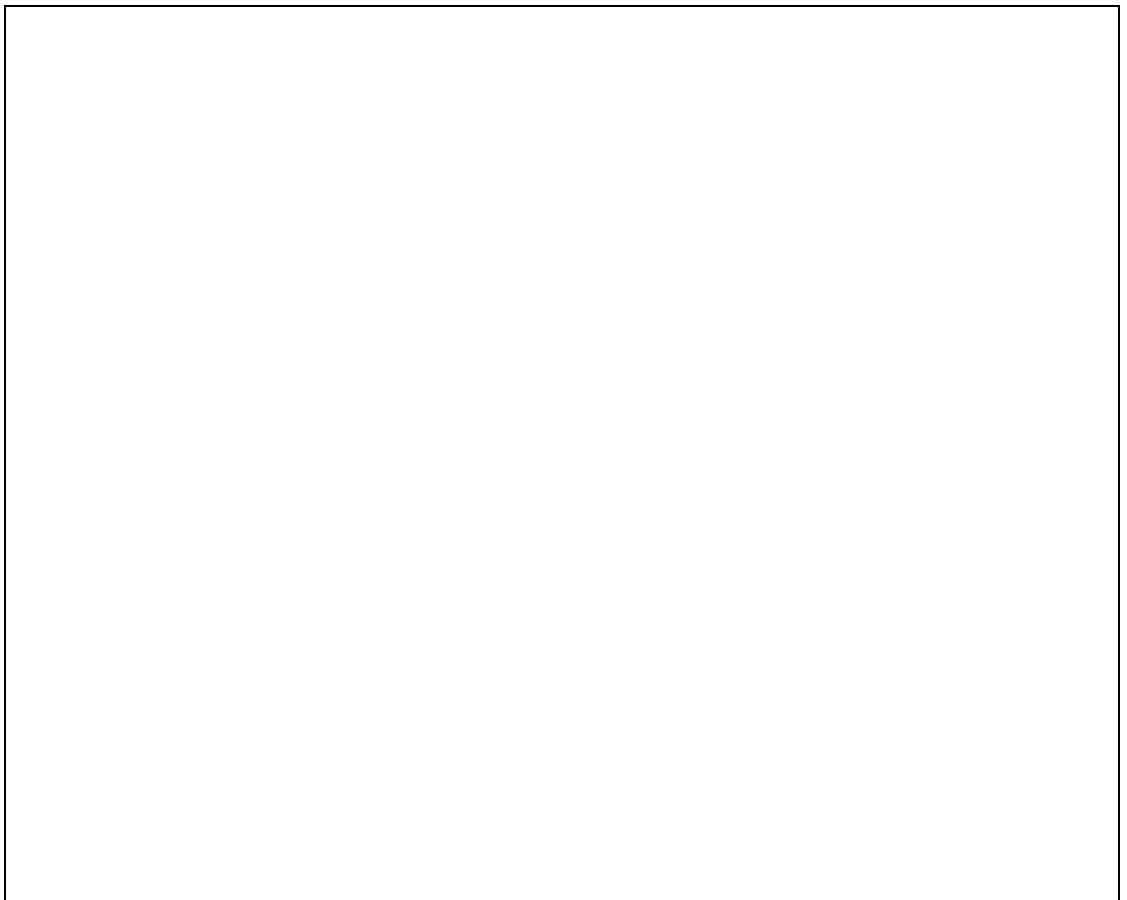
原告側が富山地裁に提出した最終準備書面のうち16ページから20ページにかけての取締役会議事録の一部引用と原告側の見解の記述について、被告側が裁判所に民事訴訟法第92条により「営業秘密」を理由に閲覧制限を申し立てました。被告側の過剰反応も含まれると思いますが、裁判所が取り消すまでは有効なため、本書面を公表するためにやむを得ず以下のとおり白枠部分をマスキングして、その事実も含めてお知らせします。

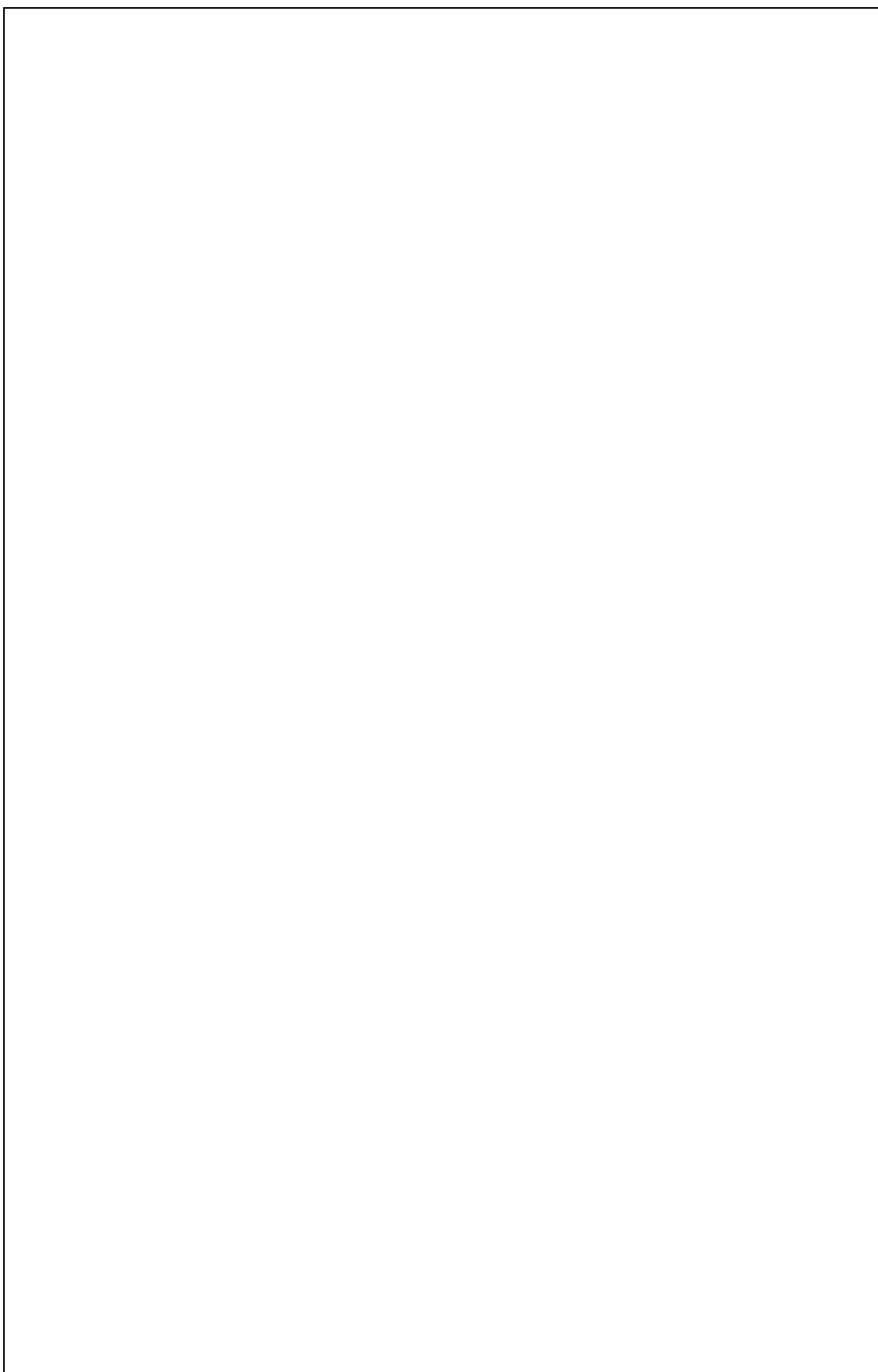
2025年9月26日 原告団長 和田廣治





- (3) 2014年の根拠なき見通しと見切り発車による適合性審査確認申請







(4) 2014年時の被告らの善管注意義務違反・忠実義務違反

5 以上のとおり、本件原発の新規制基準適合性審査の確認申請をするにあたり、被告らが事故リスクや再稼働に要するコスト等を十分に検討した形跡は窺えない。また、それらリスクやコストを踏まえた他の発電方法との比較検討並びに本件原発を再稼働しないという選択肢の検討がなされた形跡も窺われない。

10 監査役らからの質問や意見に対する回答をみても、新規制基準適合性審査確認申請ありきひいては再稼働ありきの一面的な対応に突き進んでおり、消極方向の情報や社外の専門家、公的機関等の意見などを踏まえた各種の検討をした形跡も窺われない。

15 よって、2014年に新規制基準の適合性審査確認申請を行う直前の段階では、被告らが取締役としてなすべき調査・検討を欠いており、それ自体が善管注意義務・忠実義務違反となる。また、それらの調査・検討を欠いたまま本件原発を再稼働（運転）しようとし、また、その準備（前提）行為を継続することを決定した行為も、善管注意義務・忠実義務に違反する。

4 令和6年能登半島地震を経験した被告らの善管注意義務違反

(1) 令和6年能登半島地震による影響

2024年1月1日の令和6年能登半島地震では、150キロメートルに及ぶ活断層の連動、海岸の大規模隆起等、これまで研究者・専門家も想定してこ
5 なかった重大な災害が、本件原発の近傍で発生した。

この震災により、本件原発周辺では、建物の倒壊・損壊による屋内退避の不
可能、携帯電話の不通、モニタリングポストの一部機能喪失などが発生すると
ともに、道路の寸断・孤立集落の発生により住民の避難が不可能となる事態が
多数生じた（詳細は第36準備書面）。また、本件原発では、敷地内の変圧器
10 2台が損傷して外部電源が一部喪失し、しかもそれが耐震基準に満たない加速
度の揺れにより損傷した可能性があるなど、被告らが想定しない事態が発生し
た。

(2) 注意義務の内容

被告らは、上記のような巨大災害や避難不可能、本件原発の損傷等が発生す
15 ることを、いずれも想定していなかった。これを経験した被告らとしては、北
陸電力がこれまで前提としてきた地震の規模、活断層の場所、連動の有無等の
想定が誤りであることを認めなければならない。

そして、①令和6年能登半島地震と同クラスか又はそれ以上の地震が原発の
直下やその近傍で発生しないかどうか、②それが発生する可能性が否定できな
20 いのであれば、そのような地震が発生しても施設が地震に耐えられるほどの耐
震安全性を有しているかどうか、③それが発生した場合に能登半島の住民が迅
速に避難し放射線による健康被害を免れることができるかどうかを、調査分析
し、それらの調査結果を踏まえ、あらためて事故リスク、稼働コスト、他電力
との比較等を行う義務がある。

(3) 注意義務違反

しかし、被告らはそのような調査分析を行わず、令和6年能登半島地震から

1 月も経過しない 2024 年 1 月 31 日に、本件原発を再稼働することを発表
した（甲 245）。

このような態度から、被告らはとにかく本件原発を再稼働することを揺るぎ
のない前提としており、再稼働することによって北陸電力に回復することがで
5 きない損害を発生させてしまわないかどうかを検討する意思も、上記①ないし
③を調査分析しようとする意思も、全くないことが分かる。

被告らの善管注意義務違反は明白である。

5 被告らの反論が成り立たないこと

これに対し被告らは、善管注意義務を尽くしたとして反論を述べている。い
10 ずれも成り立たない主張であることは明白であるが、以下にそれを確認する。

(1) 「株主総会の多数決で決めた再稼働の執行」論への反論

ア 被告らは、株主総会において適法に成立し、かつ、圧倒的多数により支持
された、本件原発の再稼働を目指すという経営の基本方針に従う義務があり、
これに反することこそが、善管注意義務及び忠実義務ひいては法令に違反す
15 ることになる（被告の準備書面（5）4 頁）などと主張する。

イ しかし、被告らの主張は、以下に述べる通り、誤っている。

(ア) まず、会社法 360 条の制度趣旨からして、被告らの主張は誤っている。

すなわち、会社法 360 条は、わずか 1 株の株主であろうとも取締役の
行為を差し止めることを容認しているのである。

20 (イ) 福島原発事故の約 3 カ月後に再稼働の方針を前提として招集された株主
総会においても、その後、その方針を維持して再稼働を目指す経営方針
を明らかにした株主総会においても、再稼働の是非を適切に判断するた
めの十分な情報が開示されていない。

a まず、株主総会で株主に提供される情報、資料が全く不足している。

25 この点については後記取締役会での審議不足に起因すると言える。

b さらに、株主総会の審議においては、再稼働の可否の判断に係る諸点についての株主の質問に対して北陸電力は十分な回答をしていない。

株主総会の実情については原告和田の本人尋問及びその陳述書（甲 2 3 4）、「北陸電力株主総会の質疑などの問題点（2 0 1 1～2 0 2 4）」（甲 2 3 5）で明らかとなっている。

(a) 2 0 1 1 年 3 月 1 1 日の東日本大震災・福島原発事故の後の最初の株主総会は 2 0 1 1 年 6 月 2 8 日に開催されたが、その招集通知では、早くも再稼働の方針が記載されていた（甲 1 1 4、甲 2 3 5）。株主総会で株主からの福島事故を受けて原発から撤退すべきではないかという趣旨の質問に対し、若宮常務は、本件原発で津波が来ても確実に防げると言い、堀副社長が福島原発事故は津波が主要な原因と述べた（和田本人 1 9 頁）。福島原発事故について国会事故調等が事故原因についての報告書を出したのは事故の翌年 2 0 1 2 年以降であり、事故原因が判然としない段階で、北陸電力の取締役らは、津波が主要原因と決めつけて株主総会でその旨の説明をしたのである。

(b) また、同じ株主総会で、事故対策費、原発再稼働のための費用についての株主の質問に対しては、はぐらかされた答弁がなされただけで、何ら回答がないに等しかった（同 2 0 頁）。

株主総会では再質問が認められておらず、はぐらかしの答弁に対してさらなる追及ができないため、再稼働の是非を判断するために必要な情報を株主が入手できないのである（同 2 1 頁）。

(c) 2 0 1 6 年 6 月の株主総会において、株主が本件原発 2 号機について投資に見合った利益を回収できないのではないかと質問したのに対し、金井豊副社長（当時）は、はぐらかした答弁をし、質問には答えなかった（同 2 1～2 2 頁）。

株主総会では再質問ができないため、被告らは、答弁をはぐらかし

て逃げればよいと言う態度をとっているのである。

c このような情報不足の中で株主総会の審議かなされるのが常で、その中で、再稼働方針が維持・継続されてきているのである。

5 (ウ) 株主総会の招集、その議案やその資料は取締役会の審議に基づくものであるが、その取締役会で、再稼働の是非について十分に審議していないのはすでに詳述したとおりである（前記2及び3）。

(2) 適合性審査に合格して初めて再稼働するとしても注意義務を尽くしたことはならないこと

10 ア 被告らは、北陸電力が新規制基準適合性審査の申請を行って同審査を受けているところであり、同審査の結果を踏まえて本件原発の再稼働の可否を決定することとしているので、被告らには何ら善管注意義務及び忠実義務違反はない、などと主張する（本項では。

この主張は、適合性審査に合格して再稼働した場合は被告らが「善管注意義務及び忠実義務を尽くしたと評価される」との趣旨の主張であると考えられる。

15 しかし、その主張には3つの誤りがある。

イ まず、そもそも善管注意義務の対象は、①本件原発で重大事故が発生しないかどうかの調査分析に限らず、②事故が発生した場合に周辺住民が迅速に避難することができるかどうかを調査分析すること（実効性ある避難計画を確認すること）や、③再稼働の準備や再稼働それ自体（がもたらす莫大なコスト）によって回復することができない損害が生じないかどうかを調査分析することも、含まれる。

ところが適合性審査は、避難計画の実効性を審査しない。

したがって第1に、適合性審査に合格しても上記②の注意義務を尽くしたとは言えず、被告らが注意義務を尽くしたとは言えない。

ウ また、適合性審査は、再稼働の準備や再稼働に伴うコストの多寡も審査しない。

したがって第2に、適合性審査に合格したとしても、上記イ③の注意義務を尽くしたことにはならない。

5 エ 第3に、後記第4に述べるとおり、適合性審査に合格しても安全性が担保されないため、上記イ①の注意義務を尽くしたことにもならないのである。

被告らは、本件原発の再稼働方針を決めるに際しては、新規制基準適合性審査を受けるだけでは足りず、少なくとも後記第4で指摘する事項に基づき、本件原発の安全性について、十分な資料に基づいて、調査・検討を行わなければならない。これを怠っているのであれば、取締役としての善管注意義務及び忠実義務に違反する。

(3) 「専門技術的事項は善管注意義務の対象にならない」論への反論

15 ア 被告らは「（新規制基準の対象事項のような）専門技術的事項が取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容となるものではない。」（被告の準備書面（11））などと主張する。

イ しかし、被告らの主張は、以下に述べるとおり、誤っている。

(7) 原告らは取締役自身が専門技術的事項を検討・協議する義務があるとは主張していない。原告らの主張の趣旨は、専門知識・能力に欠ける取締役には、専門技術的事項を専門家に検討させる注意義務があるということである。

20 この点、再稼働の方針を決めるに際し、被告らが専門家に十分に検討させた形跡はない。再稼働方針は東日本大震災・福島事故の後、極めて早期に決められているが、その時点で地震の状況・原発事故の原因は究明されておらず、地震の実情と原発事故の原因を前提としての対応の可否
25 についての専門家による検討は不可能な段階だったのである。すなわち、2011年3月11日の福島原発事故の後、同年3月30日開催の取締役

役会において再稼働の方針が久和代表取締役から示されているが、その理由としては本件原発の地震、津波に対する安全性は確保されていること等が挙げられていたのである。しかし、その時点で東日本大震災・福島事故の原因の究明・総括ができていなかったのは明らかなのである。

その後、2011年6月28日開催の株主総会は早くも再稼働の方針の下での招集がなされているが、その時点までには、東日本大震災・福島事故の原因の究明・総括は時間的にできたはずのないものであり、株主総会の招集通知の内容を決したであろう取締役会の時点までに本来なされるべき専門家の検討がなされ得なかったのは明らかである。

(イ) 知識能力のある取締役は、自身の知識能力に基づき、例えば、取締役会での注意喚起や問題提起、独自に調査したりする等の注意義務がある。本件原発では被告金井前社長はまさに原発の技術畑の専門家であるが（和田本人7頁、甲240）、そのような活動をした形跡がないのである。

第4 善管注意義務違反による回復することができない損害のおそれ・その1 ～重大事故発生時の損害

1 はじめに

被告らは、本件原発において重大事故が発生し得る危険性について、単に原子炉規制法等に基づく重大事故等の想定や対策を講じ、新規制基準適合性審査に的確に対応するとのみ述べ、新規制基準に適合したうえで再稼働をすればそれで足り、善管注意義務違反となることはない旨の主張を繰り返している。

しかし、2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震によって、本件原発の耐震安全性上の問題（後記2）、本件原発の設備の脆弱性、ひいては新規制基準の不合理性（後記3）が明らかになっており、仮に本件原発が新規

制基準に適合したとしても、本件原発において重大事故が発生する危険性を否定することはできない。

また、令和6年能登半島地震によって、本件原発における重大事故発生時の避難計画が実効性のないものであること（後記4）も明らかになっている。

5 本件原発が再稼働し、重大事故が発生した場合、その損害は「回復できない損害」となる（後記5）。

2 令和6年能登半島地震によって明らかになった耐震安全性上の問題（今後の地震による重大事故発生の危険性）

(1) 令和6年能登半島地震の発生（原告第35準備書面、同第38準備書面）

10 ア 令和6年能登半島地震の発生

(ア) 2024年1月1日16時10分に石川県能登地方でマグニチュード(M) 7.6の地震が発生した。

(イ) この地震により、石川県羽咋郡志賀町で最大震度7を観測したほか、能登地方の広い範囲で震度6弱以上の揺れを観測するなど、甚大な被害を伴った。今回の地震により、輪島観測点で西南西方向に1.2m程度の変動、1.1m程度の隆起が見られるなど、能登半島を中心に広い範囲で地殻変動が観測された。また、輪島市西部で最大4m程度の隆起、最大1m程度の西向きの変動が検出された。また、1月1日に発生したM7.6の地震に伴って、志賀町のK-NET富来観測点（ISK006富来）で2,828Gal（三成分合成）など、大きな加速度を観測した。1月1日のM7.6の地震の推定震源断層は、北東－南西に延びる150km程度の主として南東傾斜の逆断層であると考えられている。

20 イ 地震が本件原発に及ぼした直接的な影響

(ア) 1月1日の令和6年能登半島地震の発生により、石川県志賀町において震度7、本件原発1号機原子炉建屋地下2階では震度5強、399.3ガルが観測されたと北陸電力は発表した（甲195）。

(イ) 施設内で確認した加速度の観測結果につき、下記の規制委員会における報告を踏まえて整理すると、本件原発1号機の基礎盤の下では957Gal、2号機の基礎盤の下では871Galを観測し、基礎盤の少し上である本件原発1号機原子炉建屋地下2階では、399.3Galを観測したことということである。この本件原発1号機、2号機の基礎盤の下で観測された地震動の加速度応答スペクトルは、一部周期帯において、設計上考慮している加速度1 (S/s) を上回った（以上につき、「令和5年度原子力規制委員会第57回議事録」（甲196）、「令和6年能登半島地震における原子力施設等への影響及び対応」（甲153））。

(ウ) また、本件原発では、地震に伴い、①1、2号機の一部の変圧器の配管などが破損と油漏れ（ある系統については、外部から電気を受けられないというトラブル）、②複数のモニタリングポストの欠測、③1号機の燃料プール冷却浄化系ポンプの約40分間に及ぶ停止、④敷地内の約80か所の地点で4.74センチ～3.82センチの地盤沈下などの被害、トラブルが生じた（「令和6年能登半島地震における原子力施設等への影響及び対応」（甲153）、「令和5年度原子力規制委員会第57回議事録」（甲196））。

(2) 地震学の限界と断層認定の過誤の歴史（原告第38準備書面）

ア 地震学の限界

(ア) 確かに、地震現象のメカニズムは徐々に明らかにされ、地震学は日々進歩している。しかし、未だに解明されていない点が多い。

(イ) 東京大学地震研究所の額満一起教授は、「地震という自然現象は本質的に複雑系の問題で、理論的に完全な予測をすることは原理的に不可能なところがあります。また、実験が出来ないので、過去の事象に学ぶしかない。ところが地震は低頻度の現象で、学ぶべき過去のデータが少ない。

私はこれらを「三重苦」と言っていますが、そのために地震の科学には十分な予測の力はなかったと思いますし、東北地方太平洋沖地震では正にこの科学の限界が表れてしまったといわざるを得ません。」と述べている（『科学』2012年6月号（甲14）636頁）。

- 5 (ウ) 地震は地下何十キロで起きて、ほとんどの地震は1分以内に終わるから、地震の発生する様子を地下で直接見ることはできない。また、地震は大規模過ぎて実験ができない。地震大国の日本でさえ、1995年の阪神・淡路大震災を契機として全国に多くの地震計が置かれるようになり、2000年頃になってはじめて地震観測網が整備されるようになったものであり、地球誕生以来46億年という途方もなく長い時間を扱う地学
10 にとってすれば、ごく一瞬の観測データしか有していない。まさに、「地震学は三重苦の中にある」といえる。

イ これまでの北陸電力による断層認定に関する過誤

- (ア) そして、被告は、以下のような活断層の認定に関する過誤をこれまでに
15 繰り返してきた。

a 海底活断層関係

- (a) 今回の地震の震源断層の長さを96kmと過小評価していたこと

北陸電力は、令和6年能登半島地震前である2023年5月12日に行われた審査会合の場での報告からも明らかなとおり、今回の推定
20 震源断層に近い断層を確認しつつも、その長さを96kmと過少に見積もり、また、今回の断層で同時に活動した可能性のあるNT2・NT3断層（北陸電力のいう能登半島北部沿岸域断層帯の東端に位置する断層）や笹波沖断層帯（能登半島北部沿岸域断層帯の西端に位置する断層）との連動などを否定していた。

25 この点につき、北陸電力は、この能登半島北部沿岸域断層帯について、実際に発生した規模を上回るM8.1の地震を想定していたから

過小評価はしていないと主張している。しかし、①断層の長さ地震の規模は異なる概念であり、断層の長さが大きく異なれば、地震の影響範囲やそのリスクがより広範囲に及ぶ可能性があること、②被告が前提としていた96kmの断層帯でM8.1の地震規模を想定していたというのであれば、長さ150kmの断層帯を前提とした場合にはM8.1を上回る地震規模を想定しなければならないはずであることからすれば（ここに過小評価がある）、被告の主張するように、今回実際に発生した規模を上回るM8.1を想定していたからよいというのは、単なる結果論にすぎないと言うべきであって、その既往評価に問題がないというものでは決していない。

- (b) 今回の地震で連動した笹波沖断層帯と猿山沖セグメントの連動性、海士岬沖断層帯と笹波沖断層帯の連動性をそれぞれ否定していたこと
- 北陸電力は、令和6年能登半島地震前、笹波沖断層帯と猿山沖セグメントの連動性、海士岬沖断層帯と笹波沖断層帯の連動性について、一見もっともらしい根拠を複数挙げてそれぞれ否定していた。しかし、現実には、笹波沖断層帯と猿山沖セグメント、海士岬沖断層帯と笹波沖断層帯は、令和6年能登半島地震で連動した。

b 陸域活断層関係

陸域活断層についても、北陸電力は、以下をはじめとする数々の過去の過誤を繰り返してきた。

例えば、邑知潟断層帯について、かつてはその長さをわずか8kmとしていたが、現在はその長さを44kmとする評価に改めた。また、富来川南岸断層、福浦断層については、活動性を否定していたが、近時評価を改めた。

(3) 原発に求められる耐震水準、意思決定・判断の在り方（原告第38準備書面）

ア 地震学の限界と断層認定の過誤の歴史を踏まえて、原発の耐震性などをど

のように考えるべきか。東日本大震災の際に発生した福島第一原子力発電所事故やチェルノブイリ原子力発電所事故などの被害の甚大さに鑑みたとき、原発に求められる耐震性を検討するにあたっては、地震学の限界や不確実性を踏まえて、事業者としても、安全側に判断することが求められる。

5 イ 「安全側に判断すること」とは、例えば、確立された科学的知見だけに依拠するのではなく、それとは異なるが尊重に値する知見をすべて考慮したうえで、さらに判断に不確実な部分が残るときは保守的な意思決定を行うこと（科学的にいずれが正しいのか即断し難い場合はもちろん、科学的にはA説の方がどちらかといえば標準的、支配的な見解である場合であっても、万が一に備えて、法的評価としては、科学的可能性が排斥できないB説も考慮した評価・判断を行うこと）を意味する。

10 ウ この点、東日本大震災を受けて策定された、敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド I. 2. 2においても、「将来活動する可能性のある断層等の活動性評価に当たっては、以下の各項目が満足されていることを確認する。…（1）将来活動する可能性のある断層等の認定においては、調査結果の精度や信頼性を考慮した安全側の判断が行われていることを確認する。…」などとして、安全側の判断がなされるべきことを明記している。

15 エ そうした中、2024年1月1日に、再び、「考えてもいなかったような場所で」、「考えてもいなかったような規模の地震が」、「考えてもいなかったような起こり方で」発生した。それが、令和6年能登半島地震である。

20 (4) 令和6年能登半島地震から明らかになった本件原発の問題点（原告第38準備書面）

25 ア 本件原発周辺の断層については調査が不十分であり、見落としや耐震性に関する評価過誤がある可能性があること（そして、今後も能登半島では大規模地震が発生する可能性が依然としてあること）

(ア) 連動型地震について

a 今回の地震発生のメカニズムについて、京都大学防災研究所の浅野公之教授（強震動地震学）らのチームは、最初の地震が引き金となり、別の断層が動いて地震が連続する、いわゆる「連動型地震」であったことを明らかにした（浅野公之「能登半島地震で観測された強震動特性及び震源過程」）（甲201）。

b また、震源断層と走行や傾斜が異なる断層についても、連動の可能性が指摘されている。

c 今回の地震が、既知の断層によるものだったか否かについては、調査に時間を要すると思われるが、少なくとも今回の地震で明らかになった複数の断層の連続性や連動性については、北陸電力を含め、誰も想定していなかった。

(イ) 周辺断層の再評価の必要性について

a 規制委の有識者調査団として本件原発の現地調査をした東京学芸大学の藤本光一郎名誉教授（地震学）は、取材に対して、今回の令和6年能登半島地震では断層が複雑に動き本件原発内部が今までにない特殊な揺れ方をした可能性があること、北陸電力が想定する複数の断層ごとの連動性や基準地震動（最大想定揺れ）を再検討する必要があること、今回揺れた断層にはまだエネルギーがたまっている部分があることなどを指摘している（2024年2月1日北日本新聞記事（甲207））。

b また、東北大学の遠田晋次教授（地震地質学）は、今回の地震後に、震源域より広い範囲で、M7.6の地震発生前後に、断層にたまるひずみがどのように変化したかを計算したところ、南西端付近の断層や、その延長に当たる石川県志賀町沖の断層、半島南部の同県かほく市から七尾市にかけて延びる「邑知潟断層帯」などに、地震の影響でこれまで以上にひずみがたまり、ずれ動きやすくなっているとみており、「大きな

地震が次にいつ起きるかは分からないが、これらの断層に力が加われば、発生が早まる可能性がある」などと発言している（2024年3月2日日本経済新聞配信記事（甲209））。このように、現在では、今回の地震により、従前までに明らかになっていた断層についても評価を見直す必要が生じており、本件原発周辺の断層について、徹底的な再調査・再評価が求められている。

(ウ) 地震調査研究推進本部『「令和6年能登半島地震」に関する「地震調査委員長見解」』について

a 地震防災対策特別措置法に基づき総理府に設置（現文部科学省に設置）された政府機関である地震調査研究推進本部（地震調査委員会）から、2025年1月15日、「令和6年能登半島地震」に関する「地震調査委員長見解」（甲246）が発表された。

b 同「地震調査委員長見解」によれば、①令和6年能登半島地震の一連の地震活動は日本でこれまでに経験したことの無い事象であることから今後の活動を見通すことは難しい状況にあり、能登半島周辺には海域活断層が数多く存在することから、本件原発直下、近傍を含む能登半島では大規模地震が発生する可能性が依然としてあること、②今回の地震活動により、周辺では地震の発生を促進させるような影響を受けた活断層があり、M7.6の地震の地震活動域周辺には、すでに評価した海域及び陸域の活断層に加え、海底下浅部もしくは地表での痕跡は不明瞭であるが地震を発生させるような断層も存在している可能性があること、③本件原発直下、近傍を含む能登半島では、今後も当分の間、強い揺れが発生する可能性があり、また、海底で規模の大きな地震が発生した場合、津波が起きる可能性もあることが明らかになった。

(エ) 地震調査研究推進本部「日本海側の海底活断層の長期評価―兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖―（令和6年8月版）」について

a 地震調査研究推進本部（地震調査委員会）から、2024年8月、
「日本海側の海域活断層の長期評価―兵庫県北方沖～新潟県上越地方
沖―（令和6年8月版）」（甲247）が発表された。

5 b 同「日本海側の海域活断層の長期評価」によれば、①能登半島地域
には複数の海域活断層があること、②本件原発周辺の能登半島西岸沖
については、調査が不足しており、その中では断層の有無を確認でき
ていないことが明らかになった。

10 (㍑) 後藤秀昭「海底活断層の認定手法の転換を迫る能登半島地震」について
広島大学大学院人間社会科学研究科（地理学）の後藤秀昭教授は、後藤
「海底活断層の認定手法の転換を迫る能登半島地震」科学2024年7
月号626頁（甲248）によれば、で、本件原発周辺の能登半島西岸
沖については、（令和6年能登半島地震の震源断層域を想定していた）
変動地形学的判読において必要となる調査、詳細な海底地形の情報が不
足しており、海底活断層調査が不十分であることが明らかになった。

15 (㍒) 2024年11月26日に石川県西方沖で発生したM6.6の地震につ
いて

そして、令和6年能登半島地震の震源より本件原発の近くで発生した2
024年11月26日発生の地震（M6.6）につき、令和6年能登半
島地震との関係（今後連動する可能性）やそれが本件原発の施設に与え
た影響について十分な報告はされていない。

20 前者については、2025年3月21日に実施された第1328回審査
会合の場で、両者の断層は同時活動しないとした被告の判断に対して、
規制庁から再調査、再報告が指示されている。

(㍓) 小括

25 以上のように、依然として大規模地震が発生する可能性が高い状況にあ
るにもかかわらず、能登半島周辺、特に、本件原発周辺の能登半島西岸

沖について、必要な（海底）活断層調査はされていないか、極めて不十分な状況にある。

既に主張したように、今回発生した令和6年能登半島地震の震源断層と重なる活断層の調査・認定だけが不完全であったと考える方がむしろ非科学的であり、本件原発の近傍の海底活断層をはじめとする能登半島全域（周辺）の活断層について、今回のような原発の耐震性を考える上で問題となる活断層の見落としや誤った評価がなされている可能性が否定できない。

イ 今回の地震で生じた地震動や地盤隆起が本件原発周辺で発生する可能性を一切考慮していないこと

(ア) 名古屋大学の鈴木康弘教授（変動地形学）及び東洋大学の渡辺満久教授（変動地形学）は、鈴木・渡辺「令和6年能登半島地震をめぐる予測の課題」科学2024年7月号638頁（甲249）で、以下の点を指摘した。

a 地殻変動を地形の特徴から解明しようとする変動地形学において、能登半島における地震性隆起は1970年代から注目されていた。太田・平川（1979）などは、最終間氷期の約12万年前に形成された海成段丘が、能登半島北部では標高100m以上にあることを明らかにした。日本列島において海成段丘の分布高度が100mを超える場所は、能登半島他、佐渡島、男鹿半島など数えるほどしかない。それぞれ沿岸に海底活断層やプレート境界断層があり、その影響で大きく隆起している。能登半島においても同様に、北岸沖の海底活断層の活動によって著しい隆起が起きていると見なされてきたこと

b 地震の際の急激な隆起は、各地で目撃されてきた。房総半島においては、大正関東地震や元禄地震の際に、紀伊半島や室戸岬では1944年の東南海地震や1946年の南海地震の際に、いずれも海岸で著しい

隆起が起き、その結果、特に岩石海岸（磯浜）においては、浅海の海蝕棚（ベンチ）が干上がり、かつての海蝕崖とセットとなる階段状の地震性隆起地形が形成された。こうした地形は、陸地の緩慢な隆起では生じ得ないことから、これが複数段見つかる場合には、急激な地震性隆起が繰り返し発生したと判断され、隆起量や地震の繰り返し周期が議論された。こうした地形は今回の震源域である能登半島北岸をはじめ、能登半島西岸においても、見出される。そのため変動地形学においては、能登半島北岸や西岸の沖合に海底活断層があることが推定されてきたこと

- c ①海底活断層を認定する際に主流の方法とされてきた船舶による音波探査が漁業権との関係で実施しにくいこと、②沿岸部には、活断層だと判定するのに必要な第四紀後期（約13万年前以降）の地層がなく、当該地層の変位を確認することが困難であること、③海岸線に近い海域は国土地理院と海上保安庁水路部の管轄境界にあたり、両者の調整が必要であることから、沿岸の海底活断層は、一般に調査がしづらく、データが乏しいこと（また、海底活動層は、短く評価されやすいこと）
- d 緩慢な隆起では、定高性のある（高さの揃った）複数段のベンチは形成されないことからして、そのようなベンチが確認されたところには、隆起を伴う大地震が発生する可能性があること

- e 本件原発において、その前面に顕著な隆起ベンチが明瞭に発達している。渡辺・他（2015）（原告代理人注：渡辺・中村・鈴木「能登半島南西岸変動地形と地震性隆起」。）は、ベンチの地形が、南北14km程度続くことを指摘すると同時に、この地域には複数段の海成段丘面が存在し、その高度が北方の富来川南岸断層に近づくほど高くなっていることを指摘した。また、ベンチを隆起させた原因として、長い海底活断層の存在を想定する必要があるところ、その未確認の海底活断層は、富来川南岸断層に連続する可能性もあると指摘していること

f 同渡辺・他（2015）では、隆起ベンチが存在すること、当該地域は一般に段丘の旧汀線（かつての海面）が北にいくほど高い傾向があるが、富来川南岸断層付近を境に急激に高度変化していることなどを根拠にして、富来川南岸断層による変位、活動を明らかにしたこと

5 g 地震性隆起地形の取り扱いについて、原発安全審査における規則（「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」平成25年6月19日原管地発第1306191号）は、「顕著な海岸隆起によって累積的な変位が認められる地域では、弾性波探査（海域なら音波探査）によって断層が確認されない場合でも、これをもって直ちに活断層の存在を否定せず、累積的な変位を説明する適切な地殻変動を検討10 する必要がある。また、海底に顕著な変動地形が認められる場合にも、それを合理的に説明できる活断層を想定する必要がある。」と定めている。また、「将来活動する可能性のある断層等の認定に当たっては、各調査方法には適用限界があり、すべての調査方法で断層等が確認され15 とは限らないことに注意し、いずれかの方法によって、それらの断層等が存在する可能性が推定される場合は、調査手法の特性及び調査結果を総合的に検討する必要がある。」とも明記されていること

(イ) 以上によれば、本件原発の前面（能登半島西方沿岸）には顕著な隆起ベンチが明瞭に発達しており、このことから能登半島西方沖を震源とする大規模な地震が過去繰り返して発生してきたこと（今後も発生する可能性20 があること）、そしてそれを説明するには、同地域に隆起ベンチの範囲よりさらに長い海底活断層の存在を想定しなければならないところ、本件原発前面の能登半島西方沖には、長い海底活断層が存在する可能性があるといえる。

25 そして、これらの隆起ベンチや長い海底活断層の存在といった地形的特徴は、今回の令和6年能登半島地震の震源域である能登半島北岸と類似

している。以上より、今後、本件原発では、能登半島北岸で令和6年能登半島地震が発生したのと同様に、令和6年能登半島地震と同クラスの大規模な地震動や地盤隆起を伴う大地震が発生する相当程度の可能性があるといえる。

5 それにもかかわらず、被告は、令和6年能登半島地震で生じた大規模な地震動や地盤隆起が本件原発の施設や機器に与える影響を考慮していない。すなわち、本来、本件原発周辺において令和6年能登半島地震で生じた大規模な地盤隆起が生じたとしても、本件原発の施設や機器が設計上安全であることを被告が明らかにするべきであると考えるが、いわゆる
10 新規制基準において今回のような大規模な地盤隆起などを想定していないためか、それは全くなされていない。

(ウ) もし、本件原発周辺の海岸で今回のような大規模な地殻変動が生じ、施設や機器が傾いた場合にどうなっていたか。

 菊池洋一『原発をつくった私が、原発に反対する理由』26頁ないし3
15 5頁（甲214）の指摘が示すように、原子力発電所は、外から窺い知れる建物やその外壁の印象とは異なり、極めて脆弱で複雑な構造を持っているという一面があるところ、大規模な地殻変動が生じれば、施設や機器が傾き、配管が破断したり、海水面が大幅に下がって現在の取水口から海水を取り込めないといった事態が起きることは容易に想定され
20 （運転中の原子炉の冷却は、海から取り込んだ海水を熱交換器に通して行う。地盤の隆起で海底などにある海水の取水設備が使えなくなると、通常時の冷却ができず、ポンプ車でくみ上げるなど非常用の注水手段を使って冷却することになる。）、時間単位で福島第一原発で発生したようなメルトダウンに至るなどの大事故につながったおそれがある。

25 しかし、北陸電力は、これらの地殻変動が生じた場合に本件原発に与える影響を全く考慮していない。

ウ 本件原発の敷地内断層に関する調査、検討が不十分であること

(ア) 敷地内断層の危険性について（原告第16準備書面）

5 a 断層のずれによる被害については、断層直上では、構造物や地盤を
どんなに強固にしても断層のずれを止めることはできず、断層直上の構
造物の倒壊を免れることはできないことから、構造物の撤去、移転以外
10 に対策の余地はない。すなわち、地震の「揺れ」による被害には対応で
きてても、「ずれ」による被害は対応できないのである。そのため、活断
層の真上では、重要施設を設置することは許されない。詳述は避けるが、
このことは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備
の基準に関する規則3条3項、同規則の解釈3条、敷地内及び敷地周辺
の地質・地質構造調査に係る審査ガイドなどに規定されている。

15 b 原子力規制委員会において了承された基本方針に基づいて設置され
た専門家チームである有識者会合においては、2016年4月27日、
S-1断層、S-2・S-6断層の各断層を「将来活動する可能性のある断層等」
であるとする意見が示され、原子力規制委員会に報告された。
20 なお、その評価書では、「・・・S-1の北西部については、旧A・B
トレンチ既往スケッチ及び岩盤調査坑で確認された運動方向の情報から、
後期更新世以降に、北東側隆起の逆断層活動により変位したと解釈する
のが合理的と判断する。」（評価書23～24頁）、「・・・S-2・
25 S-6は、後期更新世以降に、左横ずれ成分を持つ西側隆起の逆断層と
して活動した可能性がある。この際、S-2・S-6の地下延長部の断層
が活動し、地表付近の新第三系及び上部更新統に変形を及ぼしたものと
判断する。ただし、一般には、地表付近に変形を及ぼした断層が、将来、
地表に変位を及ぼす可能性は否定できない。」（評価書37～38頁）
などとされた。

(イ) 敷地内断層に関する調査、検討が不十分であること

a　そして、今回の地震により、敷地内では複数の段差等が発生した。
機器の損傷・トラブルが発生した場所や段差等の中には、敷地内断層の
位置と重なっているもの、関連性が疑われるものも認められる（甲 2 1
5）。

5　b　今回の地震により、震源断層からおおよそ 2 0 km も離れた富来川南岸
断層が動いたこと、震源断層と走行や傾斜が異なる断層についても連動
の可能性が指摘されていることからすれば、敷地内に生じた複数の段差
についても、この段差の影響がどの程度広がっているのか、建屋などに
10　影響を与えていないのか、そして、この段差の生じた原因が何なのかな
どについて調査、検討を行う必要がある。

この点、敷地内断層の評価については、原子力規制委員会において、
既に一定の結論が示されているところではあるが、今回の地震前に判断
されたものであり、今回の地震の影響について考慮されたものではない。

c　その後、被告は、2 0 2 4 年 4 月 1 2 日の新規制基準適合性に係る
15　審査（第 1 2 4 5 回）、2 0 2 4 年 9 月 6 日の新規制基準適合性に係る
審査（第 1 2 8 2 回）において、令和 6 年能登半島地震による敷地内断
層に関する既往評価への影響がないことを説明した。

しかし、被告の調査は、その報告資料によれば、敷地内において敷地
地盤の変状（沈下、舗装の亀裂）が認められた 7 9 箇所をすべて掘削調
20　査したものではない。掘削調査したのはそのうちわずか 5 箇所である。

しかも、敷地内断層付近の変状 3 箇所についても 1 箇所のみを調査して
いるにすぎない。富来川南岸断層で既に議論したところからも明らかな
ように、地表に見られる変状が盛土の変状などに起因するものか、地表
地震断層によるものかの判断が明確でない場合があるにもかかわらず、
25　なぜ数か所しかない当該掘削調査地点が全体を代表するものかの根拠や
説明は不十分であること（先の鈴木・渡辺の論文中でも、活断層判定に

あたっては、局地的な調査ではなく、広域的な調査や変状の連続性の有無などを確認する重要性が解説されていたところである。) 、また、本来であれば、2023年3月に「S-1、S-2・S-6の後期更新世以降の活動は認められないとの評価についておおむね妥当な検討がなされている」とされたその根拠のうち、令和6年能登半島地震の影響によって評価が変わる可能性がある資料・データとそうではない資料・データとを区別し、前者についてそれが影響を受けなかったことを総点検して被告から報告されるべきであるにもかかわらず、それが行われた様子が明らかでないことからして、未だ敷地内断層に関する既往評価への影響を検討するために必要な調査は尽くされていない。

d 本件原発の耐震安全性については、最新の科学的・技術的知見を踏まえたものであることが当然に要求されるところ、敷地内に生じた複数の段差について上記の調査等を行う必要があることは明らかであるから、現時点においては、北陸電力による敷地内断層に関する調査、検討が不十分な状態にあると言わざるをえない。

(ウ) 以上より、被告による令和6年能登半島地震後に敷地内断層に関して行われた調査（及びそれに基づく規制委員会の審査結果）については、令和6年能登半島地震による敷地内断層に関する既往評価への影響がないことの決定的な根拠となるものではない。したがって、現時点において、被告による敷地内断層に関する調査、検討は不十分な状態にあると言わざるをえない。

エ 本件原発の施設や機器が基準地震動や機器ごとに必要な耐震性を満たす設計などが行われていない可能性があること

(ア) 今回の地震により、石川県志賀町において震度7、本件原発1号機の基礎盤の下では957Gal、2号機の基礎盤の下では871Galを観測し、基礎盤の少し上である本件原発1号機原子炉建屋地下2階では、

399. 3Galを観測した。本件原発1号機、2号機の基礎盤の下で観測された地震動の加速度応答スペクトルは、一部周期帯において、設計上考慮している加速度1 (Ss-1)を上回っており、このことは、北陸電力による当時の基準地震動の想定が低かったこと、当時の想定が
5 全く安全側に設定されていなかったことを端的に示すものである。しかし、今回明らかになったのはこの点だけではない。

(イ) 今回の地震により、1、2号機の一部の変圧器の配管などが破損し、一部の変圧器が使用不能となった。そして、この使用不能となった変圧器は、一般産業品と同等の耐震設計（耐震Cクラス）が要求されており、
10 500Galの揺れに耐えうるものでなければならなかった（「読売新聞社に対する当社の抗議内容について」（甲216））。

(ウ) まず、本件原発1号機の起動変圧器については、甲250によれば、最大床応答加速度460Galの地震動でその一部が故障したことは明らかであり、変圧器に求められる耐震基準の500Galを下回る地震動によ
15 って故障したことが認められる。

(エ) また、本件原発2号機の主変圧器については、甲250によれば、最大床応答加速度510Galの地震動でその一部が故障したと報告されているところ、同変圧器が変圧器に求められる耐震基準の500Galを下回る地震動によって故障したか否かは明確ではない。しかし、甲250によれば、同変圧器に対してその許容値が12回であったにもかかわらず、
20 実際に56回もの繰り返しの応力が発生したこと、すなわち、許容値を上回る応力が発生したことから、変圧器が損傷して使用不能となったことからいって、本件原発2号機の主変圧器についても、起こり得る地震（地震動）の想定やそれに対応する設計が極めて不十分であったことは
25 明らかである。

(オ) 以上より、本件原発1号機の変圧器が要求された耐震性を備えておらず、

想定を下回る地震動によっても故障したこと、１、２号機の変圧器に共通して、起こり得る地震（地震動）の想定やそれに対応する設計が極めて不十分であったこと、そして、今回故障した変圧器にとどまらず、本件原発の他の施設・機器についても、基準地震動を満たす設計や設置が行われていない可能性は十分に考えられることからして、これらが施設の耐震安全性上極めて重大な問題であるといえることは明らかである。

このことからすれば、本件原発の他の施設・機器についても、基準地震動や機器ごとに必要な耐震性を満たす設計や設置が行われていない可能性は十分に考えられる。

(5) まとめ・令和６年能登半島地震によって明らかになった耐震安全性上の問題（今後の地震による重大事故発生の危険性）

ア 今回の令和６年能登半島地震の発生により、いくつかの本件原発の耐震安全性上の問題点が露呈した。令和６年能登半島地震が発生した能登半島において、事業者が原発を再稼働させるには、①令和６年能登半島地震と同クラスか又はそれ以上の地震がより原発の直下やその近傍で発生しないこと、②それが発生する可能性が否定できないのであれば、そのような地震が発生しても施設が地震に耐えられるほどの耐震安全性を有していること（既にそのような施設であること、今度の地震を受けて新たに施設を改修したこと）が確認されていることが前提となるはずであるが、北陸電力の取締役である被告らにおいては、それが十分に検討された様子は認められない。

そして、そのような状況にもかかわらず、２０２５年３月６日には、「原子力規制委員会が新規制基準に適合していないと判断した日本原子力発電（原電）の敦賀原発２号機（福井県）を巡り、中部、北陸、関西の３電力が、再審査に向けた追加調査の費用負担を検討している」との報道（甲２５１）があったものであり、このことから、北陸電力の取締役らにおいて、原発再稼働の判断に関する必要な監督機能は全く働いていないといつて何ら過言

ではない。

イ 以上より、本件原発の耐震安全性が確保されているとは到底いえず、会社として経営上許容できない事故発生危険性が認められることは明らかである。

5 **3 本件原発の新規制基準の適合性等が確認されたとしてもなお重大事故が発生し得る具体的危険性があること**

被告らは、本件原発において重大事故が発生し得る危険性について、単に原子炉規制法等に基づく重大事故等の想定や対策を講じ、新規制基準適合性審査に的確に対応するとのみ述べ、新規制基準に適合したうえで再稼働をすればそ
10 れで足り、善管注意義務違反となることはない旨の主張を繰り返している。

これに対し、原告らは、本件原発の新規制基準の適合性等が確認されたとしても、なお重大事故が発生し得る具体的危険性があることから、本件原発を再稼働させようとしている被告らには善管注意義務が認められることについて、
15 訴状に加え、第21準備書面、第24準備書面、第27準備書面、第28準備書面、第37準備書面、第39準備書面等で明らかにしてきた。このことは、令和6年能登半島地震で生じた事象によっていっそう明らかになっている。

(1) 新規制基準は福島第一原発事故の反省等を踏まえない不合理なものであること（第21準備書面第1）

原子力工学の専門家で、福島第一原発事故が発生した2011年3月11日
20 時点で原子力安全委員会委員長であった班目春樹氏は、事故発生前の2007年2月16日に静岡地方裁判所の浜岡原発運転差止訴訟で行われた証人尋問において、全交流電源の喪失は想定しない、割り切らなければ設計できない旨証言したが、現実には福島第一原発事故で全交流電源が喪失し、重大事故が発生したことについて、「割り切り方が正しくなかったということも、我々十分反省
25 してございます。」と答弁している。

しかし、原子力規制委員会が福島第一原発事故の反省や国内外の指摘を踏まえて策定したと説明している新規制基準は、その内容及び策定過程を見れば、福島第一原発事故の反省や国内外の指摘を十分に反映したとは認められない「割り切り」がいくつものなされていることがわかる。原子力規制委員会は、新規制基準の基本的な考え方として、「深層防護」の徹底を掲げ、目的達成に有効な複数の（多層の）対策を用意し、かつ、それぞれの層の対策を考えると、他の層での対策に期待しないものとしているが、レベル4のシビアアクシデント対策を要求したことを主な理由として、立地審査指針の適用を排除し（後記(2)）、設計基準において多様性を要求することを見送り（後記(3)）、外部電源、使用済み核燃料プールの冷却設備、非常用取水設備等の耐震重要度分類の見直しを先送りにした（後記(4)、(5)、(6)）。レベル5の避難計画に関する事項については、新規制基準の内容に含まれていない。このように新規制基準は、シビアアクシデント対策に期待して他の防護レベルを疎かにするという、深層防護の考え方に反するものとなっている。さらに、肝心のシビアアクシデント対策も福島第一原発事故の反省や国内外の指摘を踏まえて策定したものとは認められない内容となっている（後記(7)）。

(2) 立地審査指針の適用を排除したこと（第21準備書面第2）

原子炉立地審査指針（昭和39年5月27日原子力委員会決定、平成元年3月27日一部改訂。以下「立地審査指針」という。）は、万が一の事故により原子炉敷地外に相当量の放射線物質が拡散される事態をも想定した内容となっており、原発の設置審査における指針として適用されてきたが、2013年7月に制定された新規制基準においては、審査指針として適用されないものとなった。

新規制基準制定前は、立地審査指針による審査が行われていたが、国内の全ての原発について、仮想事故が起きたとしても周辺の公衆が被ばくするおそれはないものと評価されていた。しかし、福島第一原発事故を受けて、従来の立

地審査指針が非常に甘い評価をして立地を認めてきたことが反省され、より厳しく立地審査指針を改訂すべきことや、厳しく立地審査指針を改訂した上で既設原発に対してバックフィットを行ない、深層防護を徹底することを原子力規制委員会の田中委員長（当時）も明言をしていた。

5 ところが、立地審査指針を改訂して既設原発にバックフィットをするところか、あろうことか、新規制基準においては立地審査指針の適用は排除されることになった。その理由については、新規制基準において想定する「重大事故」は、立地審査指針策定当時に想定された「重大事故」及び「仮想事故」よりも、最新の科学的知見を踏まえ具体化された事故の事象であり、大幅に厳しい状態
10 におけるシビアアクシデント対策を要求するものとなっているから、対策として十分なものになっているというものである。

 しかし、深層防護の思想からは、離隔要件を定める立地審査とシビアアクシデント対策は、独立した層をなすものであり、相互に独立してそれぞれ十分に対策されなくてはならない。シビアアクシデント対策が十分であるから、離隔
15 要件を定める立地審査は不要だ、という発想にはならないのである。

 結局、新規制基準では、万が一の事故が発生した場合の備えは問題とされず、原子力防災の問題は、新規制基準から不合理に切り捨てられたのである。福島第一原発事故直後は、原子力規制当局においても真剣に議論されていた立地審査指針を厳しく改訂することや既設原発にバックフィットをすることは、なかつたことにされ、立地審査指針の適用そのものを排除したことは、新規制基準
20 は、従来の原子力規制法令の基準を不合理に後退させたものとのそしりを免れないというべきである。

(3) 設計基準において多様性を要求していないこと（第21準備書面第3）

 「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される
25 環境条件及び運転状態において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因又は従属要因によって同時にその機能が損なわれない

ことをいうところ、新規制基準検討チームの会合の当初から、福島第一原発事故の教訓として多重性だけではカバーしきれない「多様性の不足」が指摘され、設計基準における多様性の要求が検討課題となり、多様性の適用に係る考え方が整理され、これに基づく基準案まで策定されたにもかかわらず、コストの問題から、新規制基準への導入が見送られた（甲 98～102）。

(4) 外部電源の耐震重要度分類の見直しを先送りにしていること（第 24 準備書面第 3、第 37 準備書面第 2、第 39 準備書面第 1）

ア 令和 6 年能登半島地震により、本件原発では、変圧器の油漏れが生じ、外部電源の一部から受電できないという事態が生じた。1 号機では、変圧器から絶縁油約 3600 リットルが漏れ、志賀原子力線の受電ができなくなり、予備電源変圧器に切り替え、赤住線からの受電となり、外部電源の多重性が失われる状況になった。2 号機では、変圧器から絶縁油約 1 万 9800 リットルが漏れ、また、志賀中能登線 2 回線の機器の破損により同回線から受電できなくなり、予備電源変圧器に切り替え、志賀原子力線からの受電に切り替えた。（甲 219）

本件原発の変圧器が要求された耐震安全性を有していなかった可能性については既に述べたとおりであるが、外部電源が一部喪失した根本的な原因は、福島第一原発事故で外部電源確保の重要性が再認識されたにもかかわらず、原子力規制委員会が外部電源系の耐震重要度分類を C クラスに据え置いているためである。

イ 福島第一原発 1 号機から 3 号機では、東北地方太平洋沖地震とそれに引き続き発生した津波によって全交流電源喪失の事態に陥り、この状態が長時間継続したことによって大規模な炉心損傷に至った。他方、福島第二原発 1 号機及び 2 号機は、外部電源がかろうじて 1 回線残ったことによって重大事故を免れた（甲 1）。福島第一原発事故においては、津波による非常用ディーゼル発電機の浸水がクローズアップされがちであるが、そもそも外部電源が

確保されていれば、全交流電源喪失という事態は生じなかったものであり、国の原子力安全基準・指針専門部会指針等検討小委員会も、外部電源系の重要度分の見直しを提言していた(甲 2 2 0)。

しかし、新規制基準においては、上記外部電源系の重要度分類の見直しは行われず、先送りにされた。2013年4月4日に開催された新規制基準検討チーム第21回会合において、「7月以降の検討課題について」(甲 2 2 1)が配布され、重要度分類及び耐震重要度分類の見直しが今後の検討課題とされた。

福島第一原発事故の教訓を踏まえた国の前記提言からすれば、外部電源の信頼性を高め、耐震性を向上すること、そのために重要度分類及び耐震重要度分類の見直しを行い、新規制基準に盛り込むべきであり、今後の課題とすべきではなかった。百歩譲って、新規制基準策定当時は今後の課題とすることがやむを得なかったとしても、新規制基準の策定から10年以上が経過しているにもかかわらず、課題を放置し、原発の再稼働を進めているのが原子力規制委員会である。

ウ 福井地方裁判所2014年5月21日大飯原発3、4号機運転差止判決及び福井地方裁判所2015年4月14日高浜原発3、4号機運転差止仮処分決定も、新規制基準が外部電源について基準地震動に耐えられるように耐震性をSクラスにしていなかったことを問題視し、かかる方策をとらなければ原発の脆弱性は解消されない旨判示しているところ、東京大学地震研究所の瀧本一起名誉教授は、上記福井地裁判決の判断は、「科学的に正しいように見える」と述べている(甲 1 7 6)。

エ 本件原発において外部電源が喪失した場合に核燃料の冷却に失敗し、重大事故を発生させる危険性については、第24準備書面第3で述べたとおりである。

(5) 使用済み核燃料プールの危険性(第28準備書面、第39準備書面第2)

ア 令和6年能登半島地震により、本件原発1号機において、使用済み核燃料プール冷却浄化系ポンプが一時停止した。

イ 使用済み核燃料は、原子炉から取り出された後の核燃料であるが、なお崩壊熱を発生しているため、水と電気で冷却を継続しなければならないところ、冷却機能喪失時の危険性は極めて高い。福島第一原発事故においては、
5 福島第一原発4号機の使用済み核燃料プールに納められた使用済み核燃料の冷却機能が喪失し、この危険性ゆえに近藤駿介原子力委員会委員長（当時）が想定した以下の「最悪シナリオ」が検討された（甲2）。

このような福島第一原発事故の教訓を受け、前記のとおり、重要度分類の見直しが提言されたが、新規規制基準策定後の検討課題として見直しが先送りにされたまま今日に至っている。

ウ 福井地方裁判所2015年4月14日高浜原発3、4号機運転差止仮処分決定は、使用済み核燃料プールの冷却設備の耐震クラスがBクラスであることから、地震が基準地震動を超えるものであればもちろん、超えるものでなくとも、使用済み核燃料プールの冷却設備が損壊する具体的危険性があると
15 し、使用済み核燃料プールの冷却設備の耐震クラスをBクラスとしている新規規制基準は、緩やかにすぎ、合理性を欠くと判示した。

また、大津地方裁判所2016年3月9日高浜原発3、4号機運転差止仮処分決定も、使用済み核燃料プールの冷却設備が原子炉と異なり一段簡易な扱い（Bクラス）となっていることを指摘して、使用済み核燃料の危険性から、原子炉だけでなく、使用済み核燃料プールの冷却設備もまた基本設計の安全性に関わる重要な施設として安全性審査の対象となるものというべきであると判示した。

前記イの福島第一原発事故で実際に生じた事実ないし生じるおそれがあった事実からすれば、上記各判示には正当性が認められる。

(6) 非常用取水設備の耐震安全性が低いこと（第２７準備書面、第３７準備書面第２・３）

5 非常時に崩壊熱を除去する（メルtdownを防ぐ）ための海水の取り入れるという重大事故の防止にとって極めて重要な役割を担う非常用取水設備は、本来Sランクの耐震安全性が要求されるべきであるにもかかわらず、新規制基準の位置付けはCランクにとどまっている（甲１１９）。

令和６年能登半島地震の基準地震動に満たない地震動によって耐震重要度分類Cクラスの変圧器が大きく損傷し、機能を喪失した以上、同じくCクラスである本件原発の非常用取水設備も、基準地震動に満たない地震動によって損傷・機能喪失し、非常時に崩壊熱を除去できないことにより重大事故が発生する危険性がある。

(7) シビアアクシデント対策の不備（第２１準備書面第４、第３９準備書面第１・４）

ア 恒設設備の位置付けがバックアップ対策にとどまっていること

15 新規制基準においては、恒設設備である特重施設等は、可搬設備の「バックアップ対策」として設置が求められるものであるとされ、本件原発においても、特重施設等は未だ設置されておらず、特重施設等の設置がないままに再稼働することが予定されているが、新規制基準検討チームで指摘されていたとおり、可搬設備では対応できない事態も想定されるところ（甲１０４～
20 １０７）、欧州でも導入されている頑健性及び信頼性が高い恒設設備を導入することは合理的であり、特重施設等を可搬設備の「バックアップ対策」と位置付け、特重施設等が設置されないままに再稼働を認める新規制基準に合理性は認められない。

イ 恒設設備の頑健性の不足

25 特重施設等に基準地震動 S_s を超える地震動に対する頑健性を要求すべきという新規制基準検討チームの委員の意見を排除し（甲１０８、１０９）、

特重施設等に基準地震動 S_s を超える地震動に対する頑健性は要求していない新規制基準は、不合理性である。

ウ 可搬設備の耐震要求の不足

新規制基準のシビアアクシデント対策の中心となる可搬設備については、
5 常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管することが規定されている
だけであり、設備自体の耐震安全性は要求されていない。

また、可搬設備の設置場所やアクセスルートを含めた耐震安全性も要求されていない。

上記の危険性は、令和6年能登半島地震によって明らかになっている。

10 本件原発1号機では、2024年1月16日に発生した地震後に非常用ディーゼル発電機が停止している(甲219)。

敷地内の79か所の地点で地盤沈下が生じており、高圧電源車の使用箇所
付近でも段差が発生し、物揚場の埋立部においては約35cmメートルの段
差が発生する(甲200、219)など、緊急時の大容量電源車及び高圧電源
15 車のアクセスルートに支障が生じるおそれがあることが明らかとなっている。
令和6年能登半島地震によって複数の場所で生じた地盤隆起が本件原発の敷
地内で生じる危険性も決して否定できない。

エ 小括

前記(3)のとおり、新規制基準は、シビアアクシデント対策に期待して他の
20 防護レベルを疎かにするという、深層防護の考え方に反するものとなっている
が、上記のとおり、肝心のシビアアクシデント対策も福島第一原発事故の
反省や国内外の指摘を踏まえて策定したものとは認められない内容となっ
ているおり、新規制基準の適合性等が確認されたとしても、本件原発において
重大事故が発生する危険性を否定することはできない。

4 周辺住民の避難不可能による回復できない損害の発生

(1) 深層防護の第5層と善管注意義務違反

ア はじめに

原告らは、第17準備書面（2021年9月22日付）、第19準備書面（2021年12月1日付）において、周辺住民の生命、身体が害される具体的危険の存否、ひいては原子力発電施設の稼働が許されるか否かを判断する際には、周辺自治体において実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が講じられているか否かについて検討されなければならない、これが講じられていない場合には、当該地域における原子力発電施設を設置する電力会社の取締役らにおいては、そのような原子力発電施設を稼働させてはならないという善管注意義務があることを述べた。

また、第42準備書面（2025年3月10日付）においては、さらに近年の裁判例も踏まえたうえで、周辺住民の避難可能な体制が整備されていない状況下で原子力発電施設を稼働させることは、原子力災害対策特別措置法等の法令に違反する行為であるから、善管注意義務違反に該当することは当然として、それ自体が法令違反行為として差し止められるべきことを述べた。

以下、これらの主張の概要について、改めて整理して述べる。

イ 深層防護の第5層の防護レベル

国際原子力機関（IAEA）が原子力発電施設の安全基準として提唱する「深層防護」の考え方は、防護レベルを、第1から第5の5つに分ける。そして、これらの防護レベルは、連続かつ独立したレベルの防護の組合せによって主に実現され、ひとつの防護のレベル又は障壁が万一機能しなくても、次の防護レベル又は障壁が機能するとされ、各防護レベルが独立して有効に機能することが、深層防護の不可欠な要素とされているものである。

この「深層防護」のうちの第5の防護レベルは、「放射性物質が大量に放出された場合における放射線影響の緩和」であるところ、「放射性物質が大量に放出された場合」には、放射線影響を完全に遮断するシェルター等の設

備が整備されていない現状では、「放射線影響を緩和」するには、原子力発電施設周辺の住民が避難するほかに方法はない。

ウ 「深層防護」の第5の防護の防護レベルと法規範

原子力基本法では、2条2項で、「安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」と規定したうえで、同条3項では、「エネルギーとしての原子力利用は、国及び原子力事業者……が安全神話に陥り、……福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかったことを真摯に反省した上で、原子力事故……の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、これを行うものとする。」と規定している（下線部引用者。以下同じ。）。

また、これを受けて原子力規制委員会設置法第1条は、「この法律は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかになった原子力の研究、開発及び利用……に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに……一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないとの認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する……事務を一元的につかさどるとともに、……原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。」と規定している。

これらの規定からしても、原発事故は起きない、起こさなければよい、という前提に立つことはもはや許されず、事故が起きることを「常に想定」し、その防止に「最善かつ最大の努力」をしなければならない——そのことは原

子力行政や原子力事業者が負う単なる道義的・倫理的な責務ではなく、法規
範となっていることは、明らかである。深層防護の第5の防護レベルとして
要請されている避難可能性の確保は、法律上原子力事業者に義務付けられた
もののなのである。

5 エ 裁判例の状況

(ア) 東海第二原発運転差止請求判決（水戸地裁2021年3月18日）

10 周辺住民が人格権に基づく妨害予防請求として原子炉の運転差止めを求
めたところ、同地裁は、「深層防護の第1から第5の防護レベルのいず
れかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全である
15 ということはできず、周辺住民の生命、身体が侵害される具体的な危険が
ある」とし、「原子力規制委員会は、深層防護の考え方に立ち、深層防
護第1から第4の防護レベルについて新規制基準による安全性の審査を
行うにあたり、……相対的安全性の審査をすることとしており、かつ、避難
計画等の深層防護の第5の防護レベルについては、災害対策基本法及び
20 原子力災害対策特別措置法を始めとする関係法令等に基づき、国、地方
公共団体、原子力事業者が実効的な避難計画等の策定や訓練を通じた検
証等を行っているから担保されているとの理解に立って、深層防護の第
1から第4の防護レベルの適合性審査を行っていることに照らしても、
深層防護の第5の防護レベルは発電用原子炉施設の安全性に欠くことの
25 できないものとなっている」との認識を示した上で、「放射性物質の生
命、身体に対する深刻な影響に照らせば、何らかの避難計画が策定され
てさえいればよいといえるはずもなく、避難を実現することが困難な避
難計画が策定されていても、深層防護の第5の防護レベルが達成されて
いるということとはできない」と判示する。そして、具体的な周辺自治体
の避難計画の策定状況やその内容を検討したうえで、「本件発電所のP
AZとUPZにおいて、原子力災害対策指針が想定する段階的避難等の

防護措置が実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられているというにはほど遠い状態にある」として、P A Z 及びU P Z 内の原告らに対する関係で人格権侵害の危険性を認め、差止めを認容した。

(イ) 原発運転差止請求判決（札幌地裁 2022 年 5 月 31 日）

5 周辺住民等が人格権に基づいて北海道電力泊原発の運転差止めを請求したところ、同地裁は、「現在の証拠関係では、人格権侵害が及ぶ範囲の外延を客観的に認定するのが困難」だが、「最低でも、泊原発から 30 k m 以内の範囲に居住する住民については、放射性物質による生命・身体
10 侵害を基礎づける主な事実として主張した 6 事項（敷地内地盤の安全性、地震に対する安全性、津波に対する安全性など）を取り上げ、それらの「いずれか 1 つの点においてでも安全性に欠ける場合には、そのことのみをもって、人格権侵害のおそれがあることが認められる」とする。この 6 事項の 1 つに「防災計画の適否」が挙げられている。

15 (ウ) 女川原発運転差止請求控訴審判決（仙台高裁 2024 年 11 月 27 日）

東北電力女川原発から概ね半径 5 k m を超え 30 k m の範囲（U P Z 圏）内に居住する住民が、県及び市が策定している避難計画には実効性がなく、国際原子力機関（I A E A）が採用する 5 層の深層防護の安全基準が満たされていないので、住民らの生命・身体にかかる人格権が侵害さ
20 れる具体的危険があるとして原発の運転差止めを請求したところ、同高裁は、我が国における関連法令が第 5 の防護レベルの考え方に依拠していることを確認した上で、一般論として、「本件発電所について、第 5 レベルの防護措置が採られていないような場合には、防護措置が適切に講じられていないことになり、人の生命・身体に係る人格権が違法に侵
25 害される具体的危険があると事実上推定される」と判示している。

このように、近時の裁判例においても、深層防護の第5の防護レベルは、第1から第4の防護レベルとは別個独立して確立していることが要求され、実効性ある避難計画の策定がなければ、そのことのみをもって人格権侵害のおそれがあるとして原子力発電施設の運転を差し止めるべき事態に至っているという考え方は、当然の前提となりつつある。

オ 避難計画の実効性のない中での稼働と善管注意義務違反

アからエまでで述べたことから、避難計画の実効性のない中での原子力発電施設を稼働させることは、新規制基準の適合性の有無を論じるまでもなく、原子力災害対策特別措置法等に違反する行為であるから、原子力事業者の取締役としての善管注意義務に違反することは明らかである。

(2) 避難計画の実効性欠如

ア 避難計画の策定状況

原告らは、第19準備書面（2021年12月1日付）において、PAZ（5km圏内）及びUPZ（30km圏内）の県、市、町においては、いずれも避難計画が策定されているものの、避難時間シミュレーションの想定する事態が甘いこと、大規模災害の屋内退避や避難に関する想定が不十分であること、複合災害時第2の避難先確保等について策定がなされていないこと等により、実効性がないものであるから、このような避難計画しか策定されていない中での本件原子力施設の稼働は善管注意義務に違反することが明らかであることを述べた。

そして、原告らが指摘していたことは、2024年に発生した令和6年能登半島地震の被害状況によって、より鮮明となった。この点については、第36準備書面（2024年2月26日付）及び第42準備書面（2025年3月10日付）でも述べたところであるが、改めて以下に概要を述べる。

イ 屋内退避の不可能

(7) 令和6年能登半島地震は、発生当日から6日間で震度5強以上に限っても11回もの強い揺れが繰り返し襲っている。その揺れ影響により、多数の建物が倒壊して滞在が不可能となるか、滞在すること自体が極めて危険な事態となった。

5 (イ) 住民らは、地震によって家屋が倒壊、損壊している場合や、地震による複数回の揺れ、地震に起因する津波や火災が襲ってくる場合、自宅で屋内退避することができない。

しかし、本件原子力発電施設のPAZ及びUPZに含まれている自治体の避難計画では、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならないと定めるのみで、地震によって家屋が倒壊、損傷した場合について、「自宅建物が倒壊している場合には集会所等に避難する」と記載されているにとどまる。自宅建物が地震・津波・火災により倒壊したものの、道路の損壊、寸断により避難所に入ることもできずに車中泊をする者、農業用ビニールハウスで在宅避難をしている者は、どのように避難すればいいのかについて、全く避難計画では想定されていないのである。

(ウ) そもそも原発事故を起こすような大地震の場合に自宅での屋内退避ができないことは常識に照らしても明らかであったし、2016年4月に発生した熊本地震でも既に明らかになっていた。

20 (エ) それにもかかわらず、現在まで、地震による原発事故時における自宅での屋内退避の原則を改めていないことは、避難計画の重大な欠陥であり、欠落である。

(オ) また、地震による原発事故時における自宅での屋内退避は、住民らの生命、身体を危険に晒すものである。

25 これは、石川県地域防災計画（原子力防災計画編）の「第5章 複合災害対策」の「第1節 基本方針」において、「県、市町、防災関係機関

及び北陸電力は、平素から備えを充実するとともに、石川県地域防災計画（原子力防災計画編）に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所用の措置を講じる」という計画（甲 7 2・1 1 8 頁）にも反する事態であるといえる。

5 このように、自宅での屋内退避を定める避難計画に実効性が認められないことは明らかである。

ウ 道路の寸断による広域避難の不可能

（ア） 石川県地域防災計画（原子力防災計画編）によれば、志賀町からは、北部に居住する者は輪島市や穴水町に抜けて能登町に避難することとされているほか、南部に居住する者は羽咋市に抜けて白山市に避難することとされている（甲 7 3）。

10

ところが、地震発生後約 2 4 時間後に判明していた道路状況（甲 1 6 7 の 1 から甲 1 6 7 の 3）からすれば、志賀町北部避難ルートのうち国道 2 4 9 号線を通るルートや通行できないほか、国道 2 4 9 号を通らないルートも通行止であったため、石川県地域防災計画の想定する志賀町北部ルートでの避難は不可能であった。志賀町南部ルートについても、のと里山海道を除く 2 ルートのうち一方（国道 2 4 9 号線）は通行止であったから、志賀町の住民は使用できた避難ルートは石川県地域防災計画上の避難ルートのうち多くとも 1 ルートしかなかった。

15

20 このことから、地震による道路の損壊・寸断により、避難計画が想定していたような避難の実現可能性がゼロになることも十分に有り得ることが明らかになった。

（イ） また、令和 6 年能登半島地震では、地震発生直後に石川県能登地方に大津波警報が発令されたほか、石川県加賀地方にも津波警報が発令された（甲 1 5 5 の 1・スライド 3）。

25

本件原子力発電施設について金沢方面に避難するには、ほぼすべての避難者がのと里山海道又は併走する国道159号線を通行するところ、これらの羽咋市以南の道路はいずれも海から極めて近い位置であり、通常この位置の建物に居住する者であれば大津波警報あるいは津波警報が発令された場合は直ちに高台に避難するものと考えられる。

放射性物質から避難するにあたって、大津波警報や津波警報が発令される中でこのような海から極めて近い道路を通行して避難せざるを得ない場合、周辺住民としては、津波と放射性物質のどちらの被害に遭うのかの選択を迫られ、津波被害を免れるためには避難を諦めざるを得ないという事態も発生し得る。令和6年能登半島地震により、本件原子力施設については、このような事態が発生することが明確となった。

(ウ) さらに、孤立集落は、土砂崩れ等により道路が寸断されているために集落から物理的に出ること自体ができないことから、避難計画を実行しようにも、孤立状態が解消されるまでは何もできない。

令和6年能登半島地震ではUPZ内に8地区(435人)の孤立集落があったが、これらの集落が孤立していることが判明するまでに地震発生から1週間近くを要したのであるから、仮に本件原子力発電施設で事故が発生した場合には、避難計画は意味をなさず、孤立集落の住民が放射性物質により生命・身体に多大な損害を被るということが明らかになった。

(エ) 陸路以外の方法による避難の不可能

自治体で策定されている避難計画においては、七尾市の能登島で本州との間にかかる橋が通行できないような場合を除いて、海路での避難は想定されていない。もっとも、前述したように、地震直後に大津波警報が発令されているような中で海に出るようなこと自体が危険であったほか、地震により2024年1月8日時点で8箇所の港湾で設備の損壊が判明

していたなど、多くの港で船を出すのも困難な事態が生じていたため、海路による避難も困難であったといえる。

また、広範囲にわたる孤立集落への物資の輸送や要支援者の搬送のため自衛隊等の多くのヘリコプターも稼働していたが、これらに加えて P A Z や U P Z に居住する被災者を空路で搬送するような稼働能力があったとは到底考えられず、空路による避難も、およそ不可能であったといえる。

(ウ) 実効性ある避難計画策定の不可能

このように、令和 6 年能登半島地震の被害状況から、石川県、富山県及び本件原子力発電施設の P A Z 及び U P Z の各市町における避難計画がいかに実効性のないものであるかが明らかになった。それだけでなく、地震等で孤立集落が発生することにより、今後いかなる避難計画が策定されたとしても、およそ周辺住民が生命、身体が害される具体的な危険から逃れることができないことも明らかになった。

(3) 避難不可能時に発生する損害

これまでに述べたように、避難計画に実効性がないとすると、多くの周辺住民が避難することができず、被ばくを避けられないということになる。その損害が生命・身体を侵害するものであり、その程度も（特に孤立集落など何日間にもわたって避難できない住民もいることを考え合わせれば）甚大であり、到底回復することのできないものであることは明らかである。

(4) 小括

被告らは、実効性ある避難計画が未だに策定されていない（今後策定される見込すら立っていない）立地において、本件原子力施設を稼働させようとしているのである。

これまでに述べたことから、この行為は原子力災害対策特別措置法等による法規制で求められている深層防護の第 5 の防護レベルが満たされていない中で

の再稼働であるため、善管注意義務に違反することは明らかであり、当該違反行為により発生する損害が、とても回復できるものではないこともまた明らかである。

5 本件原発が再稼働し、重大事故が発生した場合、「回復することができない損害」が生ずることが明らかであること

(1) 福島第一原発事故の被害

福島第一原発事故の被害については、訴状第2・2(1)アに加え、第6準備書面及び第11準備書面でも詳述している。

ア 人命の喪失及び健康被害

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、福島県では、1607名が亡くなり、207名が行方不明になっているが（警察庁緊急災害警備本部の2014年1月10日付け「平成23年東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」）、この死者数と行方不明者数は、福島第一原発事故により主に沿岸部における行方不明者の捜索が大幅に遅れたことによって増加した。

2018年9月30日現在の福島県の震災関連死者数は2250人に上り、岩手県の467人、宮城県の928人と比しても突出している（甲4）。震災関連死に関する検討会（復興庁）の2012年8月21日付け「東日本大震災における震災関連死に関する報告」は、福島県の震災関連死者数が多いことについて、「原子力発電所事故に伴う避難等による影響が大きいと考えられる。」と分析している。

厚生労働省自殺対策推進室の公表する「東日本大震災に関連する自殺者数（平成30年5月分）」によれば、福島県内における「震災関連自殺者」は、同月現在で101名である。生業や家族との穏やかな生活を原発事故により失わなければ、果たしてこれらの人々は自死という選択をしたであろうか。

事故発生当時 18 歳以下の子どもを対象にした福島県の健康調査によれば、
207 人が甲状腺がん及びその疑いがあると診断されている（甲 5）。

イ 住民の避難

政府の避難指示等に伴い避難した人数は、2011 年 8 月 29 日時点で、
5 合計 14 万 6 5 2 0 人に達する（甲 1）。

自主避難者の人数も、同年 9 月 22 日時点で 5 万 0 3 2 7 人に及んでいる
（「自主的避難関連データ」）。

帰還困難区域は、現在もなお 7 市町村にまたがって残り、その面積は約 3
0 9 k m²に及んでいる（2025 年 3 月 31 日現在）¹。

10 2025 年 2 月 1 日現在、福島県の避難者数は 2 万 4 6 4 4 人と、多くの
住民が現在もなお避難生活を余儀なくされている²。

ウ 産業への悪影響

地震や津波により壊滅的な被害を受けた農地や漁港はほとんど復旧し、岩
手県及び宮城県の農業産出額は、2018 年時点で震災前を上回る程度にま
15 まで回復したが、福島県は、震災前を下回る状況が続いており、特に福島第一
原発周辺の 12 市町村では、震災前のおよそ 3 割にとどまり、農業者に対す
る意向調査でも、半数以上が農業再開の意向がない、または再開は未定だと
答えている。そして、水産業に対する影響は、より深刻であり、福島県沖
の沿岸漁業や海面養殖については、出荷制限が 2020 年にすべて解除され
20 たものの、水揚げ量は、震災前の僅か 17 %にとどまっている。

東京電力の法人、個人事業主等に対する賠償額の合計は、約 7 兆 4 3 9 4
億円に及んでいる³。

¹ ふくしま復興情報ポータルサイト「避難指示区域及び特定復興再生拠点区域の地図」
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/kyoten-kuiki.html>

² ふくしま復興情報ポータルサイト「避難者数の推移」
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/hinansya.html>

³ 東京電力「賠償金のお支払い状況」
https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/results/index-j.html

エ 広範な放射能汚染

福島第一原発事故により約 90 万ベクレルの放射性物質が大気中に放出され、福島県内の約 1800 km²もの広大な土地が放射線管理区域に相当する年間 5 ミリシーベルト以上の汚染地域となり、年間 1 ミリシーベルト以上の汚染地域は、8 都県で約 1 万 3000 km²（日本の面積の約 3 %）に及んだ（甲 1）。

オ 収束困難な原発事故と際限のない被害

国及び東京電力は、2051 年までの廃炉完了を目指しているが、福島第一原発のメルトダウンで溶け落ちた核燃料（デブリ）約 880 トンの取り出しについて、当初 2021 年から開始する計画であったが、約 3 年遅れた 2024 年 11 月によりやうく試験的な取り出しを開始し、2 回に分けて合計約 1 グラムを取り出したにすぎない状況である⁴。

福島第一原発敷地内のタンクに貯められた放射能汚染水は、約 134 万トンで、海洋放出が始まっているが、水産業等に対して与える悪影響は大きく、また、残り約 128 万トンの約 7 割について放射性物質の濃度が放出基準を超え、再浄化する必要があり、汚染水が未だに一日あたり約 70～80 トン発生していることもあって、上記 2051 年の廃炉完了計画の達成は困難な状況である⁵。また、放射能汚染水の浄化作業で蓄積した高濃度の放射性廃棄物の問題は深刻であり、処分計画は決まっていない⁶。

福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質には、セシウム 137（半減期約 30.2 年）、ストロンチウム 90（半減期約 29 年）、プルトニウム 239（半減期約 2 万 4000 年）など長い半減期を持つものが含まれており、このような放射能汚染の長期性は、放射線被ばくによる健康

⁴ NHK「東電 福島第一原発 初のデブリ試験的取り出し 完了」
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241107/k10014631231000.html>

⁵ 朝日新聞 2025 年 8 月 25 日記事「タンク貯水 7 割浄化必要」

⁶ 毎日新聞 2025 年 8 月 23 日記事「放射性廃棄物 浄化作業で蓄積」

被害のみならず、住民の日常生活、コミュニティ及び産業に対する影響をより深刻なものにしている。

(2) 本件原発で重大事故が発生した場合の被害

5 ア 前記(1)のとおり福島第一原発事故により甚大な被害が生じているが、これは最悪シナリオがぎりぎりのところで回避された結果である。すなわち、福島第一原発事故では、定期検査中の4号機でも冷却機能を喪失したため、使用済み核燃料プールで重大事故が発生して東日本が壊滅するという最悪シナリオが想定されたが、期せずして隣のプールの水が4号機のプールに入ったことから、幸いにして最悪シナリオは現実のものとはならなかった（甲1、
10 2）。

 この点、国会事故調報告書は、北陸電力を名指しして、福島第一原発事故の経験から、「原子炉事故を收拾するために必要な経理的基礎や人的リソース等に関しては全く不十分であり」、「このような経営規模の電力会社が原子炉事故を起こしてしまった場合には、收拾させるプロセスにおいても著しい困難を経験することになり、自力での完遂が頓挫する可能性さえ現実的であると
15 言わざるを得ない」と指摘している（甲1・199頁）。

 本件原発で重大事故が発生した場合は、福島第一原発事故で想定された「最悪シナリオ」と同様の事態が現実のものとなり、福島第一原発よりもさらに甚大な被害が生ずる可能性がある。

20 イ 本件原発で福島第一原発事故と同規模の事故が起きた場合、本件原発から半径20km圏内は、警戒区域となり、能登半島は本件原発の位置する経度によって、南北に分断され、奥能登を中心とする能登半島北部は陸の孤島と化し、奥能登の住民は孤立してしまう。

 そして、前記4のとおり、能登半島からの避難の困難性については、令和
25 6年能登半島地震発生後に生じた事象により改めて明らかになった。能登半島の中程に位置する本件原発においては、震災に伴って重大事故が発生した

場合、その立地、交通インフラ等の理由により、被災者の救助や住民の避難が困難となることが予想されることから、福島第一原発事故と同様又はより多くの地震・津波被災者の救助の遅れや震災関連死によって人命が失われる危険性がある。

5 (3) 重大事故発生時の損害額

ア 廃炉、汚染水対策、賠償、除染、中間貯蔵等の福島第一原発事故の対応費用について、国は当初約 11 兆円としていたが、2023 年末には約 23.4 兆円に引き上げられ、さらに膨らむおそれがある⁷。

東京電力は、2025 年 7 月 31 日、福島第一原発の廃炉に向けた準備費用等として 9500 億円余りを特別損失、最終的に 8500 億円余りの赤字を計上した⁸。

イ ドイツのシンクタンク、ライプチヒ保険フォーラムは、原発事故の平均的な損害額について、5.9 兆ユーロ（約 730 兆円）と試算している（甲 9）。

15 ウ 本件原発が再稼働し、重大事故が発生した場合、前記のとおり、福島第一原発事故と同様又はより甚大な被害が生ずる可能性があるが、どんなに少なく見積もっても、数兆円規模の損害という「回復することができない損害」が北陸電力に生ずることは明らかである。

⁷ 東京新聞「福島第 1 原発の事故処理費用は 23 兆円…2023 年末に 2 兆円引き上げ 収束の道筋が見えず、さらに膨らむ恐れ」

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/312473>

⁸ NHK「東京電力 HD 4～6 月期は 8576 億円の赤字 特損 9500 億円余り計上」

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250731/k10014880691000.html>

第5 善管注意義務違反による回復することができない損害のおそれ・その2

～再稼働準備行為及び再稼働による損害

1 再稼働の準備行為による損害

本件原発の再稼働の準備行為による損害として、少なくとも以下のものがある。

(1) 第一に、原子力発電所はその維持管理に多額の費用を要する。この点、本件原発については、被告も答弁書において「平成29年度の営業費用において原子力発電費として約458億円を計上」（答弁書31頁）していることを認めている。

この費用は稼働しているか否かにかかわらず発生する費用であり、かつ、毎年発生する費用である。平成29年度（2017年度）以降で計算しても2025年度までの9年間の推計で控えめに見て総額およそ4000億円もの費用を北陸電力は支出していることとなる。

しかも、維持管理費を考えるにあたりとりわけ重要なのは、2025年時点において、本件原発は1号機2号機とも再稼働の見通しが立っていないことである。すなわち、本件原発1号機は現時点で新規制基準のもとでの審査申立てすらなされておらず、また2014年8月に審査申立てされた同2号機についても北陸電力によれば2025年5月時点においていつ審査が終了するか目途は立っていないとのことであり、北陸電力の所有する本件原発はいずれも再稼働の見通しが立っていない。

そうすると、再稼働の見通しもなく、つまり原子力発電所の稼働により生み出される電力を供給することによる収入の見通しもないまま、将来にわたって控えめに見ても毎年およそ450億円もの金員を北陸電力は支出し続けるのである。

(2) 第二に、東日本大震災等の発生を教訓に規制基準が厳しくなり、既存の原子力発電所も新しい基準にバックフィットすることが求められることから、原子

力発電所を稼働させるには多額の安全対策費を要する。この点、本件原発において具体的にいくら安全対策費を要するのか、原告らが株主総会において何度も北陸電力に問いただしているが、北陸電力からは明確な金額を回答されたことはない。北陸電力の回答は、「１０００億円台後半」とあるのみである。

5 本訴訟でも被告からは「本件２号機の安全対策費（・・・略・・・）として１千億円台の後半を見込んでいること」は認める（答弁書３０～３１頁）と認否されているにすぎない。

しかも、この金額は２号機のための費用である上に、この中にはテロ対策等として求められる特定重大事故等対処施設に関する費用も含まれていない。なお、
10 この特定重大事故等対処施設に関する費用にいくら要するのか、この点も原告らは株主総会で問いただしているが、北陸電力からは全く回答がなされていない。

仮に２号機が再稼働された場合を考慮しても、原発の運転可能期間には上限すなわち運転開始から原則４０年、最長でも６０年の制限があるので、志賀原子力発電所２号機の残り運転可能期間は最長でも５０年程度である。そうすると、
15 運転期間を審査終了から５０年と仮定して、「１０００億円台後半」の安全対策費を除すと、１年あたり３０ないし４０億円程度の費用が必要ということになる。運転期間がもっと短い場合には、１年あたりの安全対策費はより高額になる。しかも、金額が明らかにされていない特定重大事故等対処施設に関する費用を加えると、安全対策全般に要する１年あたりの費用は、さらに高額
20 になる。

(3) 以上を踏まえると、被告らが福島第一原発事故の後に、事故原因や稼働コスト等を含む同事故の志賀原子力発電所への影響を検証することなく漫然と志賀原子力発電所の再稼働を決め、年平均およそ４５０億円もの支出を続けており、
25 北陸電力に損害を発生させている。

5

とりわけ、2024年に発生した令和6年能登半島地震により、能登半島の付け根に立地する志賀原子力発電所のもつリスクが顕在化し、2号機の新規制基準適合性審査の長期化が見込まれるにもかかわらず、被告らはあいかわらず漫然と再稼働方針を維持することを決めて、上記支出に伴う北陸電力の損害を発生させている。

2 再稼働した場合の損害の増大

- (1) 原子力発電所の稼働により使用済み核燃料が発生することから、その処分費が増大する。

10

志賀原子力発電所だけの使用済み核燃料処分費の詳細は明らかになっていないが、日本にある全原発の使用済み核燃料処分費総額は、2017年度で3兆8262億円とされている（甲30の2）。日本国内の原発の数を60基と仮定すると、志賀原子力発電所2基では単純計算として1275億円となる（なお、稼働期間や出力等により、発生する使用済み核燃料の量は原子力発電所ごとに異なるので、単純計算できないのは言うまでもないが、ここでは便宜上の計算をおこなっている。）。

15

北陸電力が志賀原子力発電所を再稼働させることにより、新たな使用済み核燃料が発生することから、この処分費は必然的に増大する。

20

- (2) また、この使用済み核燃料については、現在のところ、その処分施設が建設されていないのみならず建設の見込もたっていない。そのため、使用済み核燃料の保管料が毎年発生し続けているし、原子力発電所が稼働すれば、新たな使用済み核燃料が発生することから、その保管料も増大する。

25

- (3) さらに、第25準備書面で述べたとおり、志賀原子力発電所による発電は、他の電源による発電に比して、大きな費用支出を余儀なくさせるものであるところ、その積み重ねによる損害（他の電源であれば生じなかったであろう不要な費用支出額）は、少なく見積もっても数千億円規模を下らない（甲110参照）。

(4) なお、志賀原子力発電所２号機はもともとその最大出力およそ１３５万 Kwh のうち最大６０万 KWh を関西電力及び中部電力に対し売電する契約をされていて、両社から売電代金のほかに年間２７０億円を保守管理費用として受領することになっていたが（甲４６，甲６１）、２０２１年３月に契約終了となり保守管理費用は得られなくなった。

したがって、再稼働することによって北陸電力が負担する維持管理費用（上記１(1)）が減少することはない。

３ 善管注意義務違反により回復することができない損害が発生するおそれがあること

(1) 被告ら取締役の報酬は、年により若干の変動はあるが、社外取締役を含めた全取締役（１０名程度）の総額で、年額およそ２億円ないし２億４３００万円となっている（甲２５２～２５４）。

そうすると、志賀原子力発電所の維持管理費年額およそ４５０億円だけと比較しても（上記１(1)）、取締役報酬総額の１８５ないし２２５年分に相当する。原発の維持費１年分が、取締役報酬総額のおよそ２００年分にも相当するのであり、およそ個々の取締役の支払能力を超えた損害が発生するといえる。

しかもこれに加えて、安全対策全般に要する費用（上記１(2)）、再稼働した場合に使用済み核燃料処分及び保管費用の増加分並びに他の電源との費用支出差額（上記２(1)～(3)）が別途、損害として加算される。

これらの費用は、被告らが取締役会において稼働コストがどれだけかかるのかについて具体的に議論せず漫然と再稼働方針を決定したことによって必然的に北陸電力が負担する費用であり、北陸電力に発生する損害である。

(2) これに対し、被告らが志賀原子力発電所の廃炉を決めた場合の廃炉費用は、被告の主張によれば、「平成３０年度末時点で本件１号機が約５０４億円、本件２号機が約７６７億円」（準備書面（２）７頁）ということであり、本件原発１号機２号機の合計額としては約１２７１億円となる。

これは、被告の主張する「原子力発電費」（答弁書 3 1 頁）の 3 年分に相当するに過ぎない。つまり、2 号機の新規制基準適合性審査の終了目途が立たない中で、3 年早く決断すれば、それ以上の損害を発生させなくて済むことが明らかとなっている。

- 5 (3) 以上、被告らが志賀原子力発電所の廃炉費用や他電源との比較を含めた稼働コストを具体的に検討することなく漫然と同 2 号機の再稼働を決めたことで、およそ個々の取締役の支払能力を超えた損害が発生し続けており、また、再稼働が現実化すればそれが増大することは必至であるところ、再稼働の準備行為ないし再稼働自体によっても、北陸電力に「回復することができない損害」が
10 発生することは明らかである。

第 6 結語

- 1 2011 年 3 月に発生した福島原発事故により、原発の安全性神話、原発の低コスト神話、原発の必要性神話の 3 つの神話が完全に崩壊したと言われている。
15

- (1) 原発の安全神話は、地震学者の誰も福島沖合での M9 の地震を想定していなかったため、科学における不確実性が明らかとなったことから崩壊した。原発の安全神話がいかに脆いものかを示したのである。

ところが、被告取締役らは、福島原発事故からわずか 20 日後の 2011 年
20 3 月 30 日の取締役会で、福島原発事故の原因や実態も不明の中で、本件原発の再稼働を決めた。このとき、福島原発事故を踏まえた事故リスクについて議論された形跡は全くなかった。

- (2) 事故実態については、原子力規制委員会が福島原発事故 10 年後の 2021
25 年に、福島原発で発生した水素爆発が、爆発の一形態である「爆燃」であったとする見解をようやく公表していることが注目される。

現行の新規制基準では、格納容器を破損した「爆燃」を規制審査の対象外に

しているが、原発の審査基準として不合理であり、看過できない欠陥である。

つまり、被告取締役らが事故の実態も不明な中で再稼働判断をしたことの違法性は、この一事をもっても認定できるのである。

- (3) 安全性については、2024年1月の令和6年能登半島地震で、これまで北
5 陸電力・原子力規制委員会が想定していなかった150キロメートルに及ぶ活
断層の連動が発生し、建物の倒壊・損壊や道路の寸断などにより住民の避難が
不可能となる事態が発生したにも拘らず、被告取締役らがこの地震の警告を無
視して、再稼働方針を再検討しなかったことも重大である。

北陸電力においては、原発の安全神話が復活したかのようである。

10 尚、原子力に関する世論調査（2017～2020年度）によると、「大事故
の不安があるので原子力発電は再稼働すべきではない」とする回答が、「原
子力発電が再稼働しても、大事故は起こらないと思う」とする回答の約10倍
に上り、2023年度調査時点でも変わらない。

被告取締役らの安全性についての認識は、住民の認識とは大きく乖離してい
15 るのである。

- (4) 令和6年能登半島地震の震源地である珠洲市高屋地区には、かつて珠洲原発
建設計画があった。

関西電力が高屋地区に、中部電力が寺家地区に珠洲原発1000万kW構想
を発表し、その後、北陸電力も加わり計画を推進していた。1993年2月、
20 震源を高屋地区の沖合とするマグニチュード6.6の能登半島沖地震が珠洲市
を襲い、29人の負傷者、住宅の全半壊や道路の損傷などの被害を出したが、
電力会社は、「地震がきたって大丈夫」「地震に自信あり」といったチラシを
配布するなどして、安全キャンペーンを大々的に展開していった。

この年の7月、本件原発1号機が運転を開始したが、そもそもこの設置許可
25 申請書の活断層図には、2024年1月1日に連動した能登半島北部沿岸域断
層帯はじめ、能登半島周辺の数多くの大断層はほとんど記載されず、認識さえ

されていなかったのである。ここでも科学の不確実性が顕われていた。

2003年に珠洲原発計画は撤回されたが、そのまま進められていたら大変な重大事故が発生していたことを被告取締役らは無視しているのである。

5 (5) 原発の低コスト神話については、事故による損害を算定に入れざるを得ないため、さすがに国も原発の発電コストを上方修正したものの、それでも1kWhあたり12～3円として他の電源とほぼ同額としている。しかし、これに対しては大島意見書その他の反論があり、実際は17～8円以上となり原発は発電コストが最も高い電源であることが明らかとなっている。被告取締役らは、再稼働にあたりこれらを検討した形跡もない。

10 (6) 原発の必要性神話については、もともと、北陸電力の基幹電力を担い経営基盤を支えてきたのは、原発（174万6000kW）を上回る発電容量190万5000kWのランニングコストが安い水力発電であった。そのため、2004年の株主総会で、本件原発2号機135万kWが全く余剰電力だと追及されたが、新木社長（当時）は、「関電と中電に90万kWを引き受けてもらう」
15 としてその必要性を釈明していた。しかし、この関電・中電両社との契約は2021年3月に終了しており、この観点から本件原発運転の必要性もなくなっている。しかも、福島原発事故発生の2011年以降、北陸電力の原発は稼働していないが、電力不足など発生していない。しかし、取締役会で原発の必要性について検討された形跡もない。

20 (7) こう見てくると、福島原発事故後崩壊したとされる3つの神話が北陸電力では完全に復活したと見ることができる。少なくとも、被告取締役らは3つの神話が崩壊したという現実を直視せず、住民の生命と安全を危険に晒し、同時に企業の健全な経営を放棄したのである。

25 福島原発事故の反省と教訓を踏まえて、判断がなされるべきであることを改めて強調しておきたい。

2 最後に一言付言する

本件審理で被告らは、善管注意義務違反はないと縷々反論しているが、この反論は、あくまで主張であって証拠ではない。

そこで、原告らは金井被告を人証申請し、再稼働を決めた各判断時の取締役の認識を明らかにしようとした。ところが被告らは、強硬にこの人証採用に反対した。そもそも陳述書さえ提出されていないのであるから、金井被告は最も適切なかつ必要な人証であり、本来は被告らが申請して、堂々と再稼働判断の正当性・合理性を証言すればいいはずであるにも拘わらず、頑なに出頭を拒否したのである。この理由は、原告らの反対尋問（あるいは反対尋問的主尋問）に耐えられないと判断したと推測されるが、その点は仮に措くとしても、結局は人証が出されなかったのであるから、被告らの主張は立証されていないと評価されるべきである。取締役の認識や判断過程については、あくまで提出された一部の取締役会議事録により判断されるべきであり、議事録の中では原告ら指摘の問題点については審理された形跡がないのであるから、被告らの立証はなく、原告ら勝訴の判決を速やかに言い渡されるよう求めるものである。

以 上